
第2期北広島町地域福祉計画

第1期北広島町地域福祉活動計画

誰もが安心して暮らせる持続可能なまち

～地域の力で支え合い、共に歩むまちづくり～

令和8（2026）年3月

北広島町
北広島町社会福祉協議会

はじめに

近年、急速に進行する少子高齢化や単独世帯の増加、また、人々の価値観やライフスタイルの変化により、これまでであった地域や近隣とのコミュニティを維持していくことが困難になってきています。

こうした社会状況の変化に伴い、生活困窮、社会的孤立などの課題も複雑化しており、従来の分野ごとの公的なサービスだけでは十分に対応できない様々な課題も増えています。このような中で、地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、丸ごとつながる「地域共生社会」の実現が求められています。



地域福祉とは、住み慣れた地域で、安心して、安全に暮らせる地域社会を実現する取り組みであり、住民同士の助け合い、支え合い、共働のまちづくりを一層進める取り組みのことです。

その地域福祉を総合的、計画的に推進するための指針とするため、令和8（2026）年から令和12（2030）年度までの5年間を計画期間とする「第2期北広島町地域福祉計画」を策定しました。また、この度、より充実した北広島町の地域福祉を目指すため、本計画と北広島町社会福祉協議会の「第1期北広島町地域福祉活動計画」をあわせて策定いたしました。

本計画の基本理念であります「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち～地域の力で支え合い、共に歩むまちづくり～」の実現に向け、地域住民と行政、関係団体等が連携し協働しながら、地域での生活課題を解決し、地域を守り一人ひとりが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んで参りたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますとともに、地域の福祉活動への積極的な参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご審議いただきました北広島町地域福祉計画策定委員及び北広島町地域福祉活動計画委員の皆様をはじめ、意識調査にご協力いただきました町民の皆様や関係機関の方々に、厚くお礼申し上げます。

令和8（2026）年3月

北広島町長 箕野 博司

ゆるやかにつながる安心の地域づくり
～ 第1期北広島町地域福祉活動計画の策定にあたって ～

このたび、第1期北広島町地域福祉活動計画を策定しました。

この計画の策定に向けて、令和6（2024）年度の北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査（アンケート・ヒアリング）では、各地域の組織・団体と社会福祉協議会役員・評議員に多大なるご協力をいただきました。

令和7（2025）年度には、行政の第2期北広島町地域福祉計画と合同で住民アンケートと策定委員会を行うとともに、4地域における地域座談会を開いてそれぞれの地域課題と強み、今後の方向性について積極的なご意見をうかがうことができました。

これらを通じて確認できた共通の悩みと主たる方向性は、以下のとおりでした。

- 高齢化・人口減少・コミュニティ弱体化という将来の不安がある
- さまざまな絆が必要だが、現在地域で活動している人たちのあて職と負担をこれ以上増やせないし、役割を整理しないと後継者も確保できないという危機感がある
- まずはこれらを話しあえる地域座談会を4地域で継続していく
- そして、それをベースとして新たなつながりと動きをいろいろ試してみよう
- 新しい動きや改めて確認できた動きにスポットをあてて情報発信し、次につなげよう

そこで当計画は、基本理念は地域福祉計画（行政計画）と共通で、第1期のこの5年間の重点目標として表題のように、「ゆるやかにつながる安心の地域づくり」を掲げ、まずはつながりの「プラットフォームづくり」に取り組むこととしました。そして、「つながる」と「見える化」の2つをキーワードにこれまで提案のあった具体的な活動を展開して参ります。

北広島町の地域福祉活動計画は、広島県内23市町の中では最後発の計画で、おそらく最もコンパクトな計画であると思われます。しかしながら、計画の元となったのはどのような場に出た意見かという裏付けがあり、最も人々の顔が見えて次の一手が打ちやすい計画であろうと自負しています。また、複数の関係者からのご指摘のようにこの計画が絵に描いた餅に終わることなく、具体的実践と毎年のふり返りで目標を達成し、次期計画につなげたいと思います。地域の皆さまのさらなるご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって貴重なご意見やご協力をいただきました関係者の皆さま、計画策定委員の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和8（2026）年3月

社会福祉法人北広島町社会福祉協議会
会長 山本 明 芳



目次

第1章 計画策定について	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 「地域福祉」とは.....	1
3. 地域福祉計画の位置づけ.....	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の策定体制.....	3
第2章 北広島町における地域福祉の現状と課題	4
1. 地域の現状	4
2. 意向調査の概要.....	12
3. 成果目標の評価.....	14
4. 地域福祉に関する意識の整理.....	17
5. 課題の整理	24
第3章 地域福祉計画（行政計画）	27
1. 基本理念	27
2. 行政の役割	28
3. 基本目標	30
4. 施策の展開	31
第4章 権利擁護事業の推進（第2期北広島町成年後見制度利用促進基本計画） ..	42
1. 権利擁護事業の推進について.....	42
2. 成年後見制度利用促進計画の位置づけ.....	43
3. 成年後見制度について.....	43
4. 成年後見制度等の利用状況.....	44
5. 成年後見サポートセンター（中核機関）の設置.....	45
6. 今後の取組	46
第5章 生活困窮者の自立に向けて	47
1. 計画の位置づけと目的.....	47
2. 生活保護受給状況等の推移.....	47
3. 基本方針	48
4. 基本施策	49

第6章 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）	51
1. 重点目標	51
2. 計画の位置づけ.....	52
3. 社会福祉協議会の役割.....	53
4. 活動の展開	54
第7章 計画の推進体制	60
1. 策定委員会による進捗状況の確認.....	60
2. PDCAサイクルによる検証.....	60
資料編	61
1. 委員名簿	61
2. 委員会設置要綱.....	62
3. 計画策定の経緯.....	66

第1章 計画策定について

1. 計画策定の背景と目的

本町では、令和3（2021）年3月に「北広島町地域福祉計画」（以下「現計画」という。）を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、現計画の期間が満了することから、これまでの取組の評価を行い、国・県の動向を踏まえるとともに、地域福祉活動計画と一体的に策定し、本町の地域福祉に関する取組の方向性を示す指針として更に取組を推進するために、「第2期北広島町地域福祉計画・第1期北広島町地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現していくことです。そのためには、制度的な福祉サービスの提供だけでなく、地域住民の理解や支援の広がりが必要となります。

（社会福祉法第107条）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

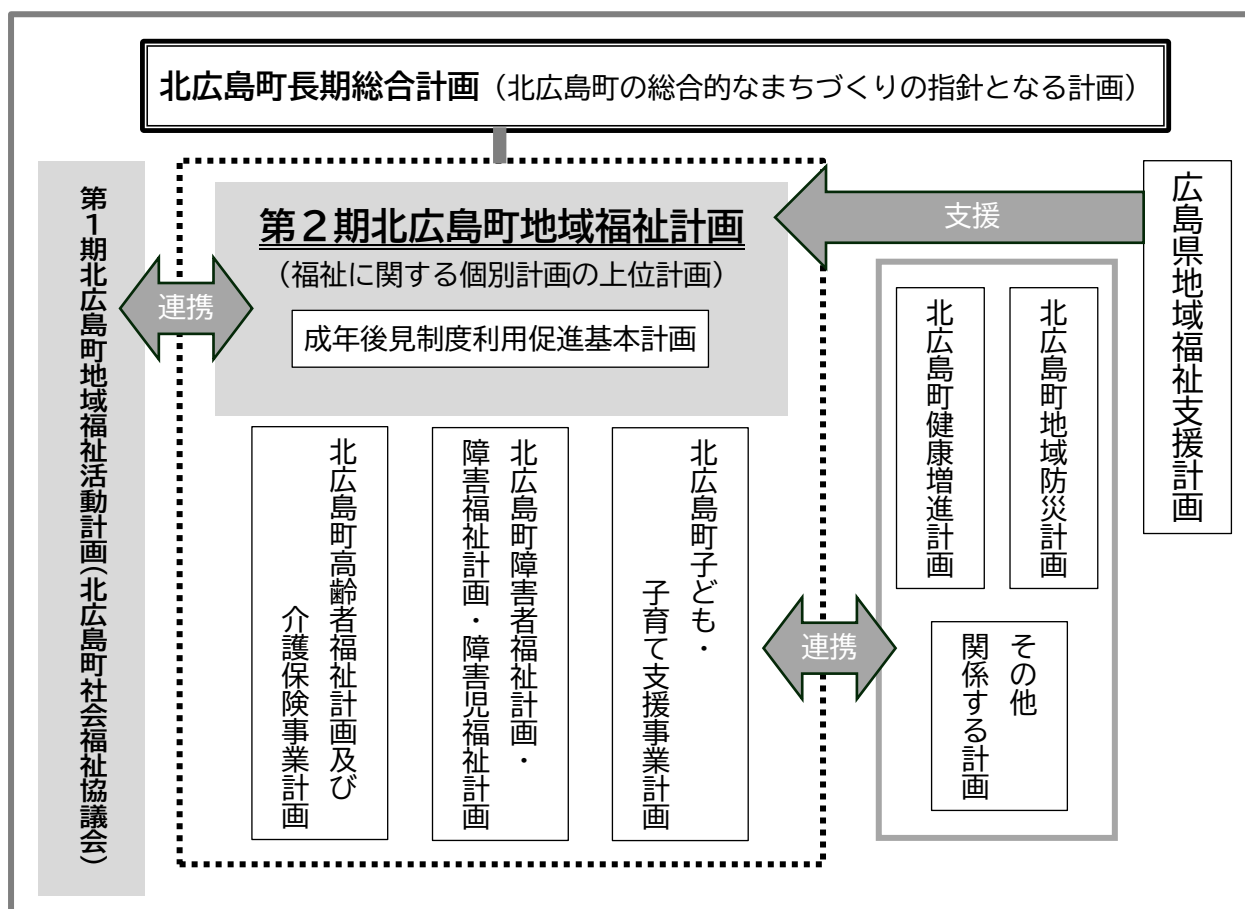
- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

前述の5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービスの更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

3. 地域福祉計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画です。北広島町社会福祉協議会と連携を図りながら、北広島町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」（社会福祉法第109条）と一体的に策定します。

なお、本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含するものとします。



4. 計画の期間

本計画について、計画期間を令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

計画期間中においては、取組状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて修正を行うこととします。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
「第2期北広島町地域福祉計画・第1期北広島町地域福祉活動計画」 成年後見制度利用促進基本計画					→ 次期計画
→	第3次北広島町長期総合計画（令和9～18年度）				
→	第9期北広島町高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画			→	
→	第4期北広島町障害者福祉計画（令和9～14年度）				
→	北広島町第8期障害福祉計画・ 第4期障害児福祉計画			→	
第3期北広島町子ども・子育て支援事業計画（令和7～11年度）				→	

5. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体や各種団体の代表等で構成される北広島町地域福祉計画策定委員会を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画策定に取り組みました。

住民参画の機会として、「地域福祉に関する意識調査」や「地域座談会」を実施しました。また、パブリックコメント（住民からの意見の公募）を2月20日から3月5日の期間でホームページ等を利用して実施しました。

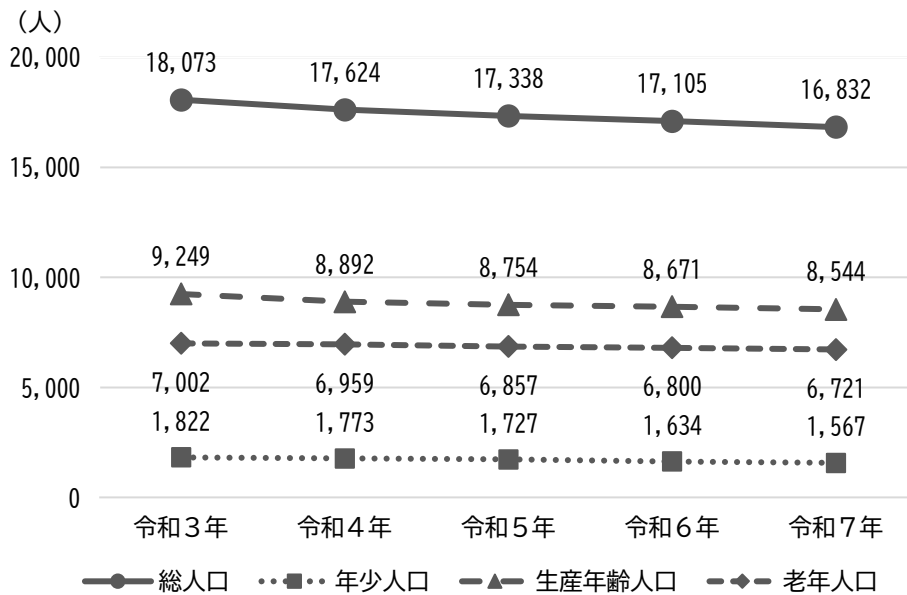
第2章 北広島町における地域福祉の現状と課題

1. 地域の現状

(1) 人口動態の現状

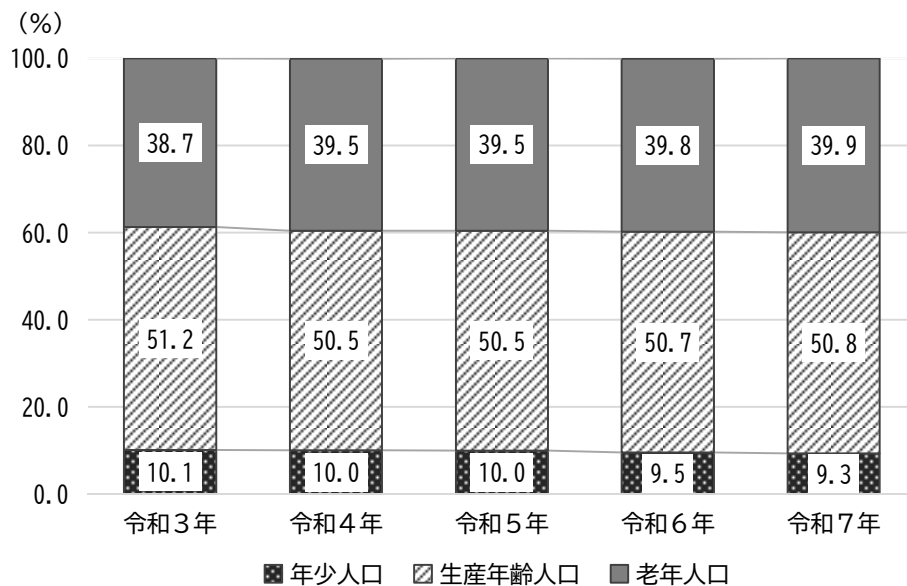
北広島町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和7（2025）年4月1日現在で16,832人となっています。年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）ともに減少していますが、年少人口の総人口に占める割合が減少しており、引き続き少子高齢化が進んでいます。

■人口の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

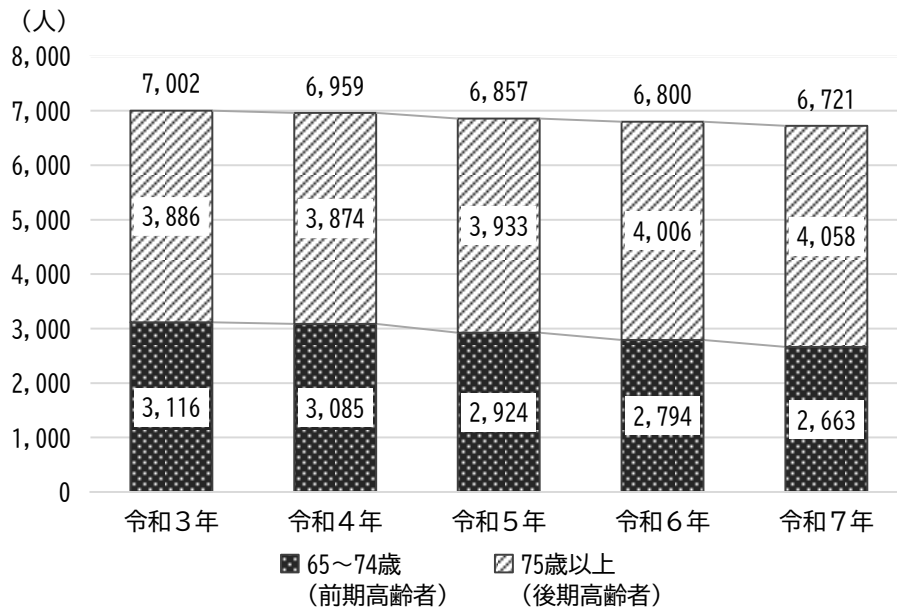
■3区分別人口の割合の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

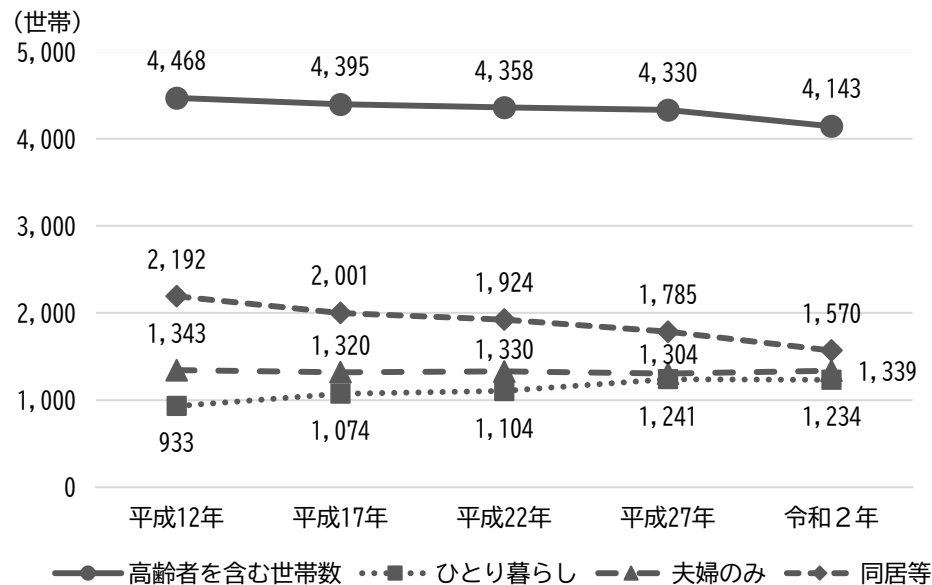
65歳以上の高齢者数は、減少傾向で推移しており、令和7（2025）年4月1日現在で6,721人となっています。65～74歳（前期高齢者）が減少している一方で、75歳以上（後期高齢者）が増加しています。高齢者を含む世帯数は、減少傾向で推移しており、令和2（2020）年で4,143世帯となっています。同居等の世帯が減少している一方で、ひとり暮らしの高齢者（独居高齢者）が増加しています。また、4つの日常生活圏域間（芸北・大朝・千代田・豊平）において、高齢化率等の人口構造に地域差が生じています。

■高齢者の人口（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

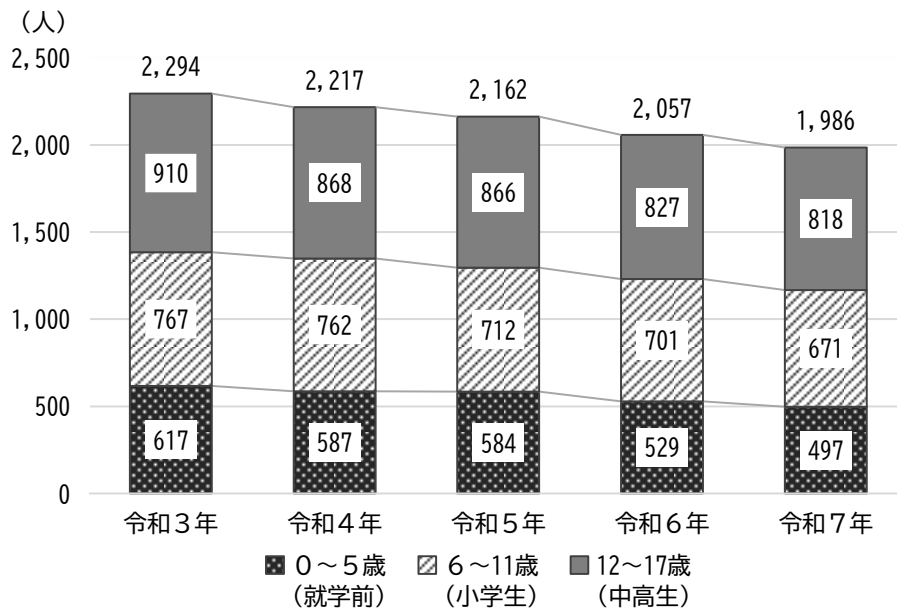
■高齢者を含む世帯数の推移



資料：国勢調査

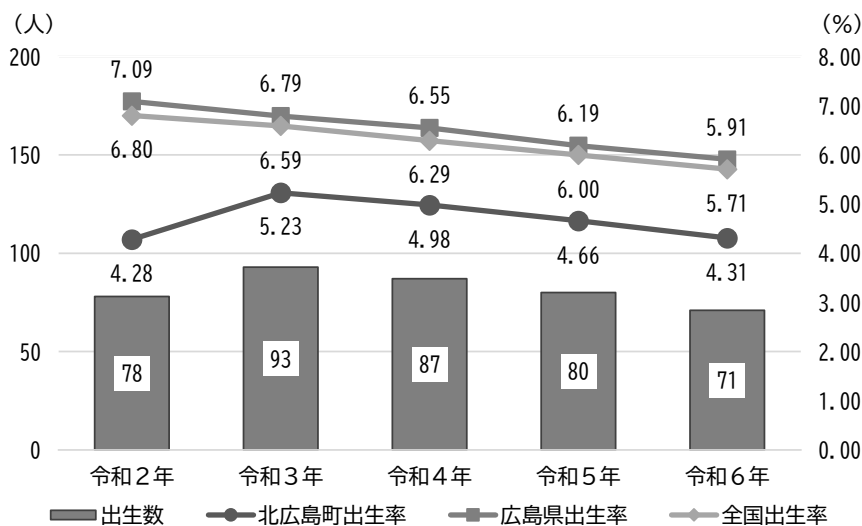
子どもの人口は減少傾向で推移しており、令和7（2025）年4月1日現在で1,986人となっています。就学前・小学生・中高生ともに減少傾向ですが、特に就学前で令和3（2021）年と比較すると19.4%と大きく減少しています。また、出生数・出生率ともに令和3（2021）年をピークに減少傾向で推移しており、令和6（2024）年の出生数は71人、人口1,000人あたりの出生率は4.31となっています。また、全国及び広島県と比較すると低い値で推移しています。

■子どもの人口の推移（各年4月1日現在）



資料：住民基本台帳

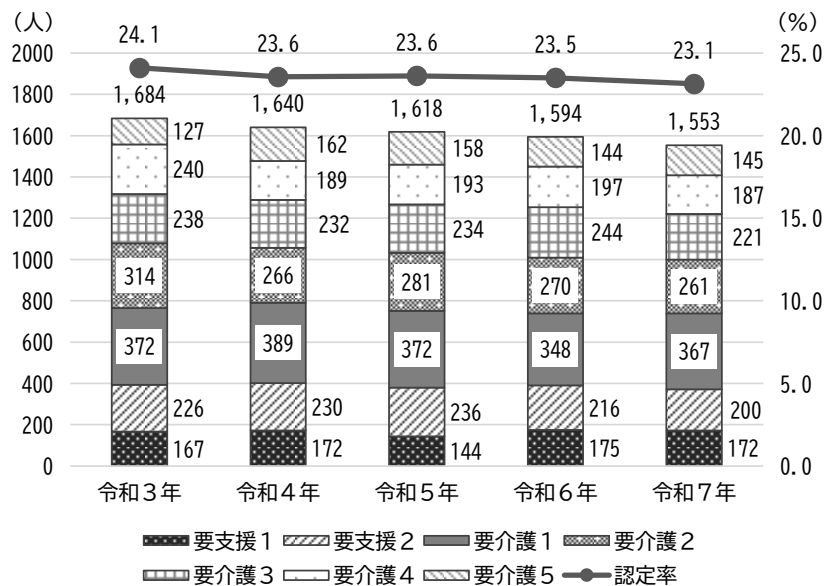
■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳

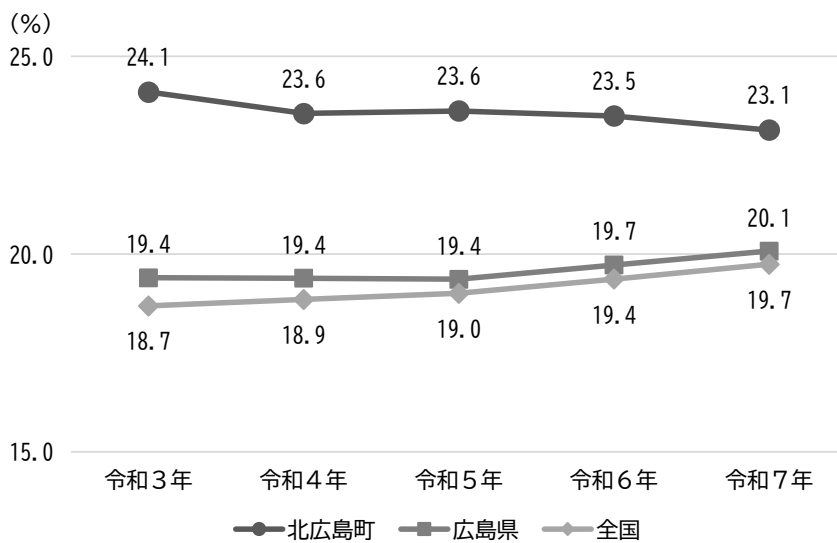
厚生労働省介護保険事業状況報告（月報・各年3月末現在）によると、要介護認定者数は減少傾向で推移しており、令和7（2025）年3月末時点で1,553人となっており、令和3（2021）年3月末と比較すると、7.8%減少しています。減少率は要介護4の認定者数が最も高く、22.1%減少しています。認定率は令和7（2025）年3月末時点で23.1%となっており、全国及び広島県と比較すると高い値となっています。しかし、全国及び広島県の認定率が増加傾向であるのに対して、減少傾向で推移しています。

■要介護認定者数の推移（各年3月末）



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告、月報

■認定率の推移（各年3月末）



資料：厚生労働省介護保険事業状況報告、月報

(2) 地域格差の拡大

近年、地域間での格差拡大がさらに顕著になっており、医療・福祉サービスの格差、交通アクセスの格差、情報アクセスの格差、生活環境の格差が顕在化し、特に地域によって医療機関や福祉サービスの充実度に大きな差があり、公共交通機関の便が悪い地域では移動手段が限られています。

また、デジタルデバイド※により情報取得手段に格差が生じており、高齢者と若者の間でデジタルリテラシー※の格差、社会参加機会の格差、生活満足度の格差がみられます。

※デジタルデバイド

「インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差」のこと。

※デジタルリテラシー

活用されているデジタル技術に関する知識があること、デジタル技術を活用する方法を知っていることであり、「デジタルを作る人」のみならず「デジタルを使う人」にも知っておいていただきたいもの。

(3) 人材の現状

北広島町では、介護・医療分野を中心に深刻な人材不足が進行しています。

北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査（令和6（2024）年度）では、訪問介護職員の大幅な人員減少が確認されており、経営環境も厳しさを増しています。

北広島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5（2023）年度）によると、高齢者の相談相手として「そのような人はいない」と回答した割合が28.4%で最も高く、専門職の不足により相談機能が十分に機能していない状況です。特に80歳以上では民生委員児童委員（37.8%）、ケアマネージャー（14.2%）への依存度が高く、高齢化の進行とともに相談支援を担う専門職の需要が増加しています。

地域人材についても、北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査では「高齢化」と「人材不足」が共通の課題として挙げられています。

※北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査及び北広島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の概要については「2. 意向調査の概要」に記載しています。（以下同様）

(4) 生活支援の状況

生活支援に関する課題として、特に買い物支援が挙げられます。地域間で買い物の利便性に差が生じている状況が確認されており、商店の減少により日常の買い物が困難な高齢者が増えています。

また、移動手段については、高齢者の72.6%が自家用車の運転に依存している一方、免許返納後の移動手段が限られている状況があります。移動手段のひとつとして、デマンドタクシーがありますが、「他の地域への移動が直接利用できない」「利用方法がわかりにくい」といった課題が指摘されています。

食の確保については、高齢化の進行により調理が困難になる高齢者が増加しており、配食サービスを含めて食事サービスへの需要が高まっています。

(5) 経済状況

地域経済の衰退により、農業従事者の高齢化と後継者不足が進行するとともに、商店街の空洞化や買い物弱者の増加が深刻化しています。これにより、地域内での経済循環が低下し、雇用機会の減少により若者の流出も加速しています。

北広島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（令和5（2023）年度）の結果では、高齢者の経済状況については「ふつう」と回答した割合が55.5%を占めていますが、地域間で経済状況に格差がみられます。

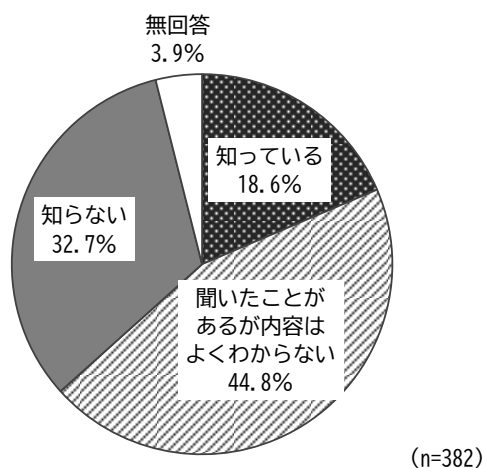
(6) 新しい福祉課題の現状

北広島町の地域福祉に関する意識調査（令和7（2025）年度）の結果では、成年後見制度については「聞いたことがあるが内容はよくわからない」（44.8%）が最も多く、次いで「知らない」（32.7%）、「知っている」（18.6%）となっており、制度の十分な理解には至っていない実態が浮き彫りになっています。

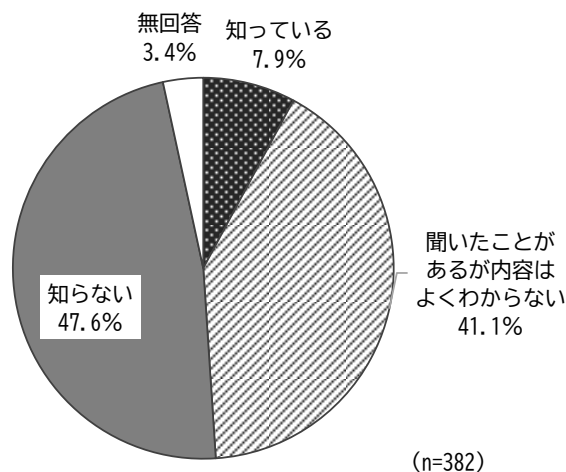
また、生活困窮者自立支援制度についても「知らない」（47.6%）が最も多く、次いで「聞いたことがあるが内容はよくわからない」（41.1%）、「知っている」は7.9%にとどまっており、制度全体の認知度が極めて低い状況にあります。

※北広島町の地域福祉に関する意識調査の概要については「2. 意向調査の概要」に記載しています。

■成年後見制度についての認知状況

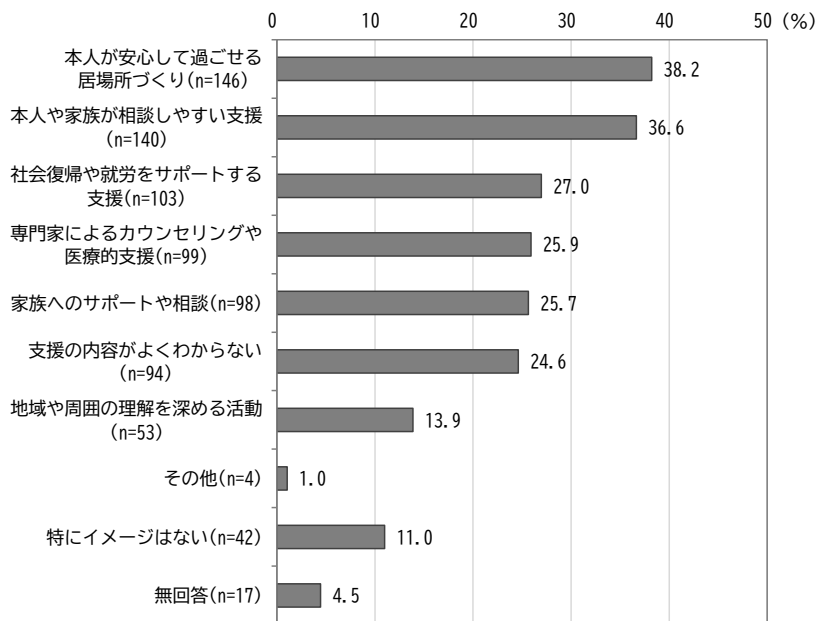


■生活困窮者自立支援制度についての認知状況

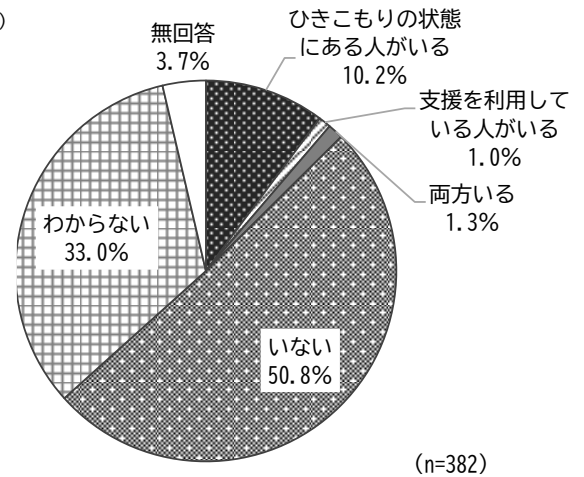


ひきこもり支援については「本人が安心して過ごせる居場所づくり」(38.2%)が最も多く、次いで「本人や家族が相談しやすい支援」(36.6%)、「社会復帰や就労をサポートする支援」(27.0%)となっており、住民は一定の支援イメージは持っていることがわかります。一方で、周囲にひきこもりの状態にある人がいると回答した割合は12.5%にとどまっています。虐待については「知っている」(50.8%)が最も多く、次いで「聞いたことがあるが内容はよくわからない」(29.8%)となっており、比較的認知度は高いものの、周囲で虐待の被害者または加害者がいると回答した人は4.2%にとどまっています。

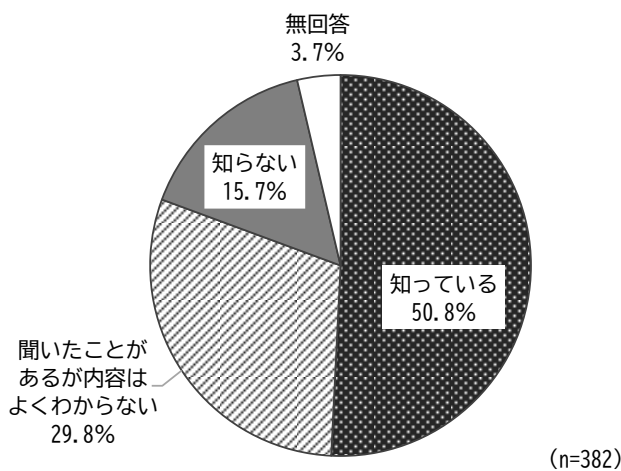
■ひきこもり支援についてのイメージ (複数回答)



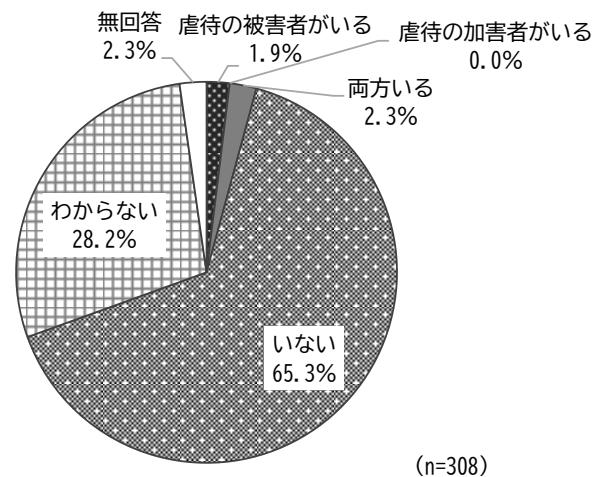
■周囲でのひきこもり状況



■虐待についての認知状況



■周囲での虐待状況

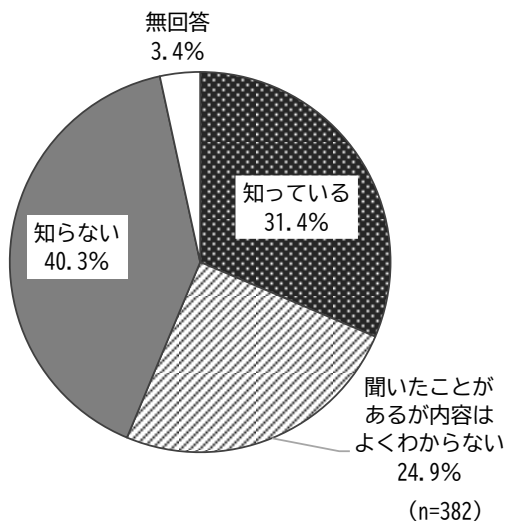


ヤングケアラー※については「知らない」(40.3%)が最も多く、次いで「知っている」(31.4%)、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」(24.9%)となっており、全体としては認知度が低い状況にあります。子どもの貧困についても「聞いたことがあるが内容はよくわからない」(36.9%)が最も多く、次いで「知らない」(34.8%)、「知っている」(24.4%)となっており、ヤングケアラー同様に認知度が低い状況が示されています。

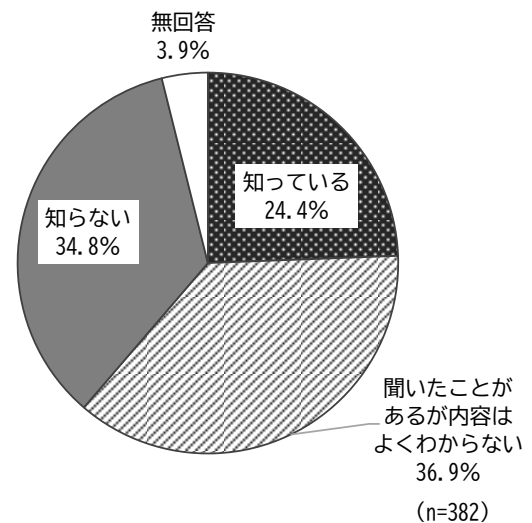
※ヤングケアラー

子ども・若者育成支援推進法において「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義されている。本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者を指し、学業や友人関係などの影響が出ることもある。

■ヤングケアラーについての認知状況



■子どもの貧困についての認知状況



2. 意向調査の概要

(1) 北広島町の地域福祉に関する意識調査(令和7(2025)年度調査)

調査目的	個別福祉計画の上位計画であり、北広島町におけるこれからの福祉のあり方を示す現計画を改定するための基礎資料として、住民の福祉に関する考えや意見に関する意識調査を実施。
調査方法等	<p>【調査対象】 無作為に抽出した18歳以上の北広島町民</p> <p>【配布数/有効回答数(回収率)】 800票/382票(47.8%)</p> <p>【調査方法】 郵送による配布・回収またはwebで回答</p> <p>【調査時期】 令和7(2025)年9月10日~24日</p> <p>【調査主体】 北広島町</p>
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本属性 ・ 地域との関わり ・ 地域福祉への関心 ・ ボランティア活動 ・ 生活上の課題 ・ 相談・支援体制 ・ 新しい福祉課題 ・ 災害・防災

(2) 地域座談会

座談会目的	地域福祉の現状と課題の抽出及び課題を解決するためのアイデア出しを目的としたワークショップ形式の座談会を実施。
座談会方法等	<p>【座談会対象】 各地域の商工会、青年団、神楽団体、地域協議会(評議員を含む)など、多様な層の住民</p> <p>【座談会方法】 2~3グループに分かれたグループワーク ワールドカフェ形式を採用し、柔らかい雰囲気、多様な意見交換を促進</p> <p>【座談会時期】 芸北地域：令和7(2025)年9月20日 豊平地域：令和7(2025)年9月21日 千代田地域：令和7(2025)年9月27日 大朝地域：令和7(2025)年10月4日</p> <p>【開催主体】 北広島町社会福祉協議会</p>
座談会内容	・ 北広島の地域福祉を考えるための座談会

(3) 北広島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査目的	日常生活圏域における高齢者の地域生活の課題を探り、それらの課題を踏まえた介護保険事業計画を策定するため、課題の抽出調査及びデータの分析を実施し、第9期介護保険事業計画の適切な策定に向けた基礎情報を得ることなどを目的とした意識調査。
調査方法等	【調査対象】 65歳以上の北広島町民 【配布数/有効回答数(回収率)】 1,000票/696票(69.6%) 【調査方法】 郵送による配布・回収を実施 【調査時期】 令和5(2023)年3月3日~17日 【調査主体】 北広島町
調査内容	国が示した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」 上記に加え独自設問を設定

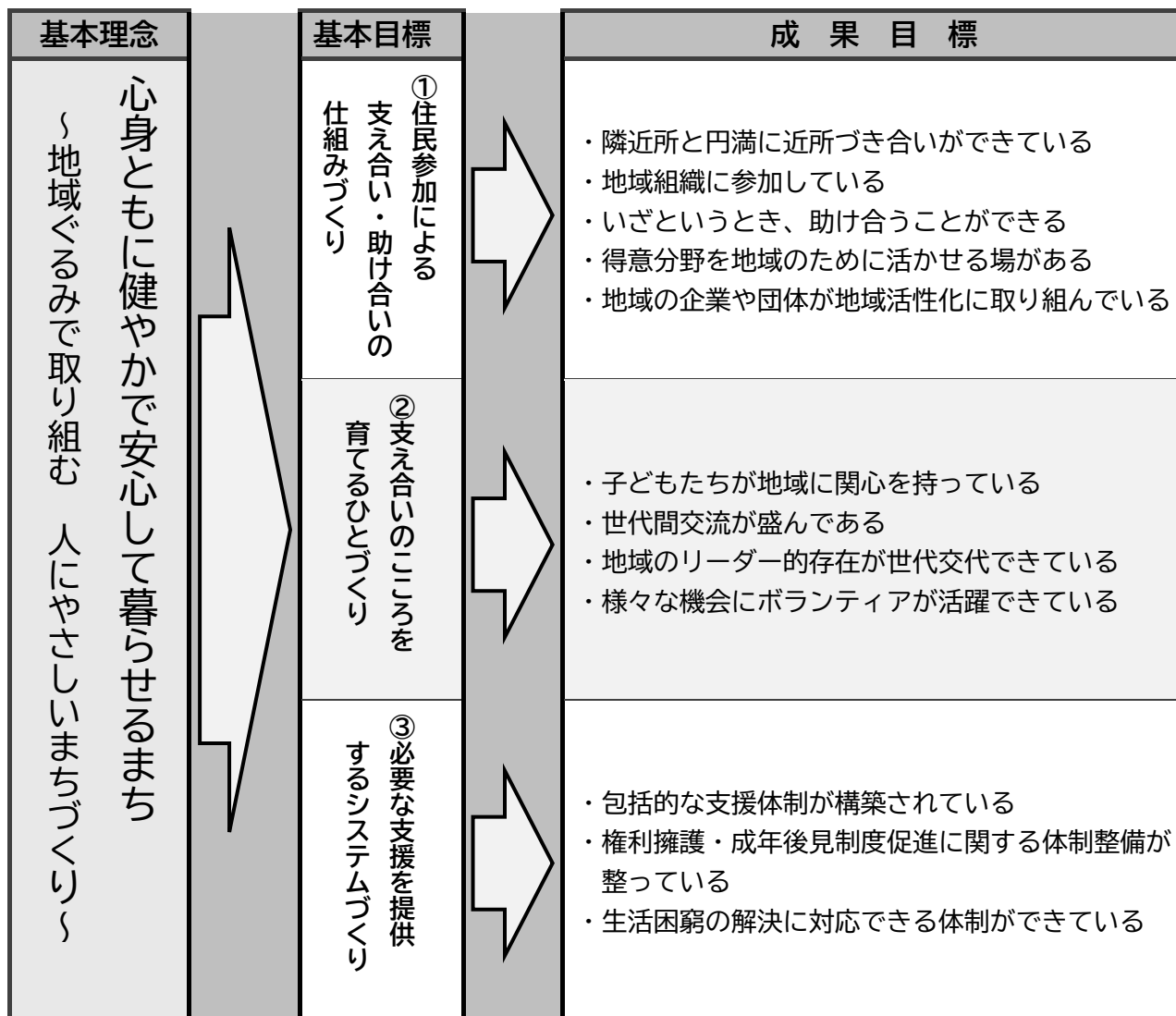
(4) 北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査

調査目的	令和7(2025)年度に予定している「地域福祉活動計画」策定と「地域福祉実態調査」(本調査)に向けて、本調査の内容(調査項目と対象、方法など)を検討するための資料としての意識調査を実施。
調査方法等	【調査対象】 アンケート、ヒアリング：社会福祉協議会の理事・評議員など、社会福祉協議会に関わりのある民生委員児童委員、住民組織(地域づくり協議会あるいは地域振興会)、当事者団体(女性会、老人クラブ)、社会福祉法人(高齢者施設、認定こども園)、それに行政直営の地域包括支援センター、行政のバックアップのある生活支援コーディネーターやサロン、認知症カフェ、児童領域から放課後児童クラブなど18件 社会福祉協議会内アンケート：常勤職員11名 【調査方法】 アンケート：郵送による配布・回収を実施 ヒアリング：調査員29人が2~4人ずつ訪問調査して聴取・記録し、詳細を把握 【調査時期】 アンケート：令和6(2024)年9月10日~10月1日 ヒアリング：令和6(2024)年10月21日~11月20日 社会福祉協議会内アンケート：令和6(2024)年12月11日~16日 【調査主体】 北広島町社会福祉協議会
調査内容	アンケート、社会福祉協議会内アンケート：活動内容と課題・それに対する取組など ヒアリング：アンケートごとにヒアリング項目を抽出

3. 成果目標の評価

本町では、現計画に基づいて実行している施策や事業について、定期的に評価を行っています。ここでは、現計画の事業の取組状況や課題を整理しています。

■現計画の基本理念・基本目標と取り組みの体系



■成果目標1：隣近所と円満に近所づき合いができている

少子高齢化、人口の減少やコロナ禍により地域で集まることが少なくなってきています。地域でのつながりをつくっていくためにも、引き続き、サロンやサークル活動などの交流の場を設けたり、住民が身近で気軽に集まれる場を今後も創出していく必要があります。

■成果目標2：地域組織に参加している

地域で活動する団体の縮小や担い手の減少、老人クラブをはじめとする地域団体への加入も減ってきていることなど課題となっています。その中で自主防災組織は、組織率82%、地域防災リーダーの配置率は89.2%と高い水準を維持しており、今後は活動の継続性と質の確保に重点を置く必要があります。

■成果目標3：いざというとき、助け合うことができる

災害時の助け合いの基盤となる自主防災組織は一定程度整備されていますが、自主防災組織の代表者や地域防災リーダーから「活動内容が不明確」との声があることから、スキルアップ研修の実施や個別助言など、ソフト面での支援強化の必要があります。

■成果目標4：得意分野を地域のために活かせる場がある

きたひろ学び塾事業により、各部会に分かれて多数の受講生があり、「協働のまちづくり」に対する住民意識の向上が進んでいます。しかし、学びが受講生にとどまり、地域活動に結びついていないことも少なくなく、地域活動への足がかりとして、行政等が受講生の活動を後押しできる「きっかけ作り」を今後も継続していく必要があります。

■成果目標5：地域の企業や団体が地域活性化に取り組んでいる

各地域協議会に地域づくり交付金を交付し、活動や運営の支援を実施しています。地域の課題解決のため、地域住民が主体的に企画立案し、地域振興に取り組む地域に対して、がんばる地域応援補助金がありますが、近年は補助件数が少なく、今後は補助要件等の再検討の必要があります。

■成果目標6：子どもたちが地域に関心を持っている

令和4（2022）年度から全ての小中学校にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を設置し、学校と地域が一体となって地域の子どもたちを育てるとともに、学校、児童生徒が地域とのきずなを強め、将来の地域づくりの担い手の育成につなげるため、各校で独自の取組を行いました。また、町の魅力の再認識やふるさとへの愛着心を育てるため、北広島ふるさと夢プロジェクトを事業計画に基づき、実施しました。今後も、「ふるさとに住みたい・将来、ふるさとに帰りたい」と思う子どもを育成していく継続的な取組の必要があります。

■成果目標 7：世代間交流が盛んである

保育所・こども園・小中高校間の交流、ゲストティーチャー、農業体験における交流など実施しました。今後は、学校の授業時数に限りがあるなか、効果的な取組が求められます。

■成果目標 8：地域のリーダー的存在が世代交代できている

地域防災リーダーの配置率は高い水準を維持していますが、今後は数値の維持に加え、地域防災リーダーの高齢化に伴う次世代の担い手育成に重点を置く必要があります。

■成果目標 9：様々な機会にボランティアが活躍できている

地域包括ケアシステムの構築により、保健・医療・福祉等の専門職に加えて、区長、民生委員児童委員、地域協議会、ボランティア団体など多様な関係者との連携も行っています。しかし、個別ケースへの関わりだけでなく、各種関係者と地域課題を横断的に検討できる場が必要であり、更にその地域課題を施策化していく必要があります。

■成果目標 10：包括的な支援体制が構築されている

地域包括ケアシステムの構築により、保健・医療・福祉等の専門職に加えて、多様な関係者との連携が行われており、中核機関の設置により、権利擁護に関する専門職への相談が充実しました。また、地域子育て支援拠点や地域生活支援拠点が整備され、相談対応等を実施しています。しかし、個別ケースへの対応だけでなく、各種関係者と地域課題を横断的に検討する仕組みをつくる必要があります。

■成果目標 11：権利擁護・成年後見制度促進に関する体制整備が整っている

令和4（2022）年10月に中核機関の機能を担う「北広島町成年後見サポートセンター」を設置し、成年後見制度をはじめとする権利擁護の支援に関する相談を行っています。また、北広島町成年後見制度利用促進協議会も設置し、権利擁護に関する課題に対し、情報共有と連携体制の強化を行ってきました。成年後見制度について、必要な支援を活用できるよう、成年後見サポートセンターの取組を住民へ周知する必要があります。

■成果目標 12：生活困窮の解決に対応できる体制ができている

自立相談支援事業により、支援調整会議を開催し、関係機関との連携を図っています。今後は、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築が求められるため、関係機関との連携強化を図る必要があります。

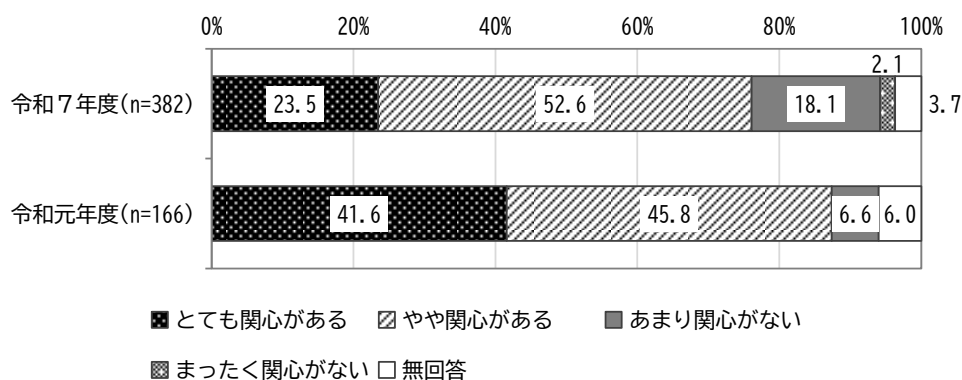
4. 地域福祉に関する意識の整理

(1) 福祉への関心と地域との関わり

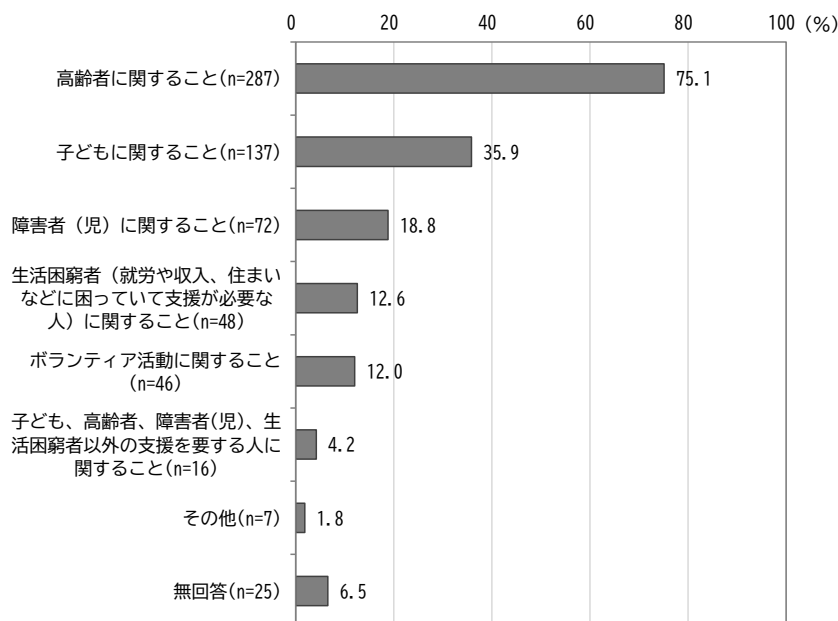
北広島町の地域福祉に関する意識調査の結果、住民の76.1%が「福祉」に関心を持っているものの、前回調査（令和元（2019）年度）と比較して11.3ポイント減少しています。

福祉分野への関心については「高齢者に関すること」（75.1%）が最も多く、次いで「子どもに関すること」（35.9%）、「障害者（児）に関すること」（18.8%）となっており、前回調査と比較して全体的に減少傾向にあります。

■福祉への関心

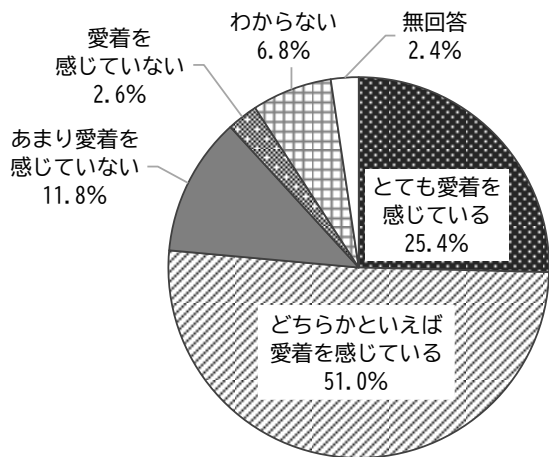


■福祉分野への関心

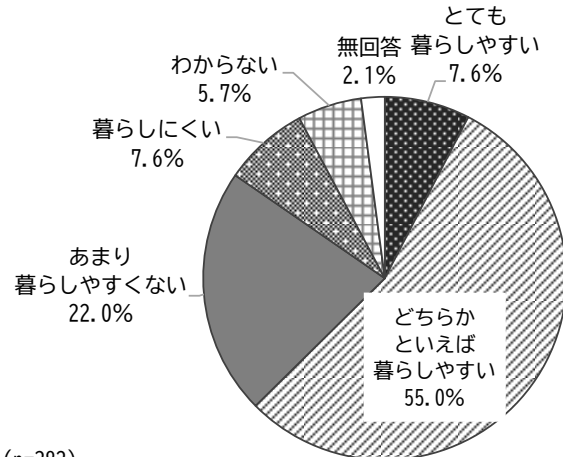


地域との関わりについては、住民の76.4%が北広島町に愛着を感じており、62.6%が暮らしやすい町と認識しています。近所付き合いは34.8%が内容によっては相談し合える関係で、地域行事へは59.9%が参加している状況にあります。

■北広島町への愛着



■北広島町の暮らしやすさ



(n=382)

(n=382)

(2) 高齢者の生活状況

北広島町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、高齢者の生活状況は以下のような特徴がみられます。

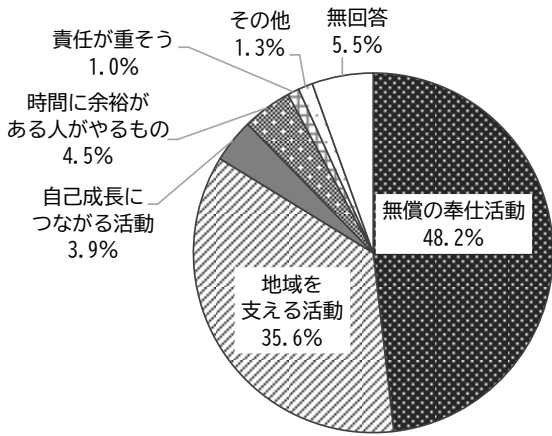
身体機能面では、階段の昇降、椅子からの立ち上がり、15分間の歩行といった基本的な身体機能が年齢とともに低下する傾向が確認されました。外出頻度については「週2～4回」が最も多いですが、年齢が上がるにつれて外出の回数が減少しています。また、転倒リスクについては、過去1年間に転倒を経験した高齢者が約40%に達しており、転倒への不安も高い状況にあります。

経済状況については「ふつう」と回答する高齢者が55.5%を占める一方で、地域によって経済状況に格差がみられます。

(3) ボランティア活動の現状

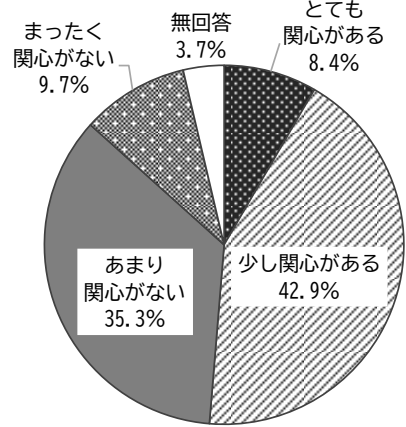
北広島町の地域福祉に関する意識調査の結果をみると、住民が抱くボランティア活動のイメージについては「無償の奉仕活動」(48.2%)が最も多く、次いで「地域を支える活動」(35.6%)となっており、全体の51.3%がボランティア活動に関心を示しています。また、過去の参加経験については57.9%が「参加したことがある」と回答し、参加のきっかけとしては「人の役に立ちたいから」(43.0%)が最も多く、次いで「自分のためになると感じたから」(26.7%)、「人に誘われたから」(25.3%)となっています。一方、参加しにくい理由としては「体力に不安がある」(41.4%)が最も多く、次いで「きっかけがない」(35.4%)、「時間がない」(30.4%)となっており、健康面・機会不足・時間的制約が主な要因となっています。今後参加したいボランティア活動については「環境美化活動」(30.9%)が最も多く、次いで「高齢者支援」(21.7%)となっています。

■「ボランティア」という言葉のイメージ



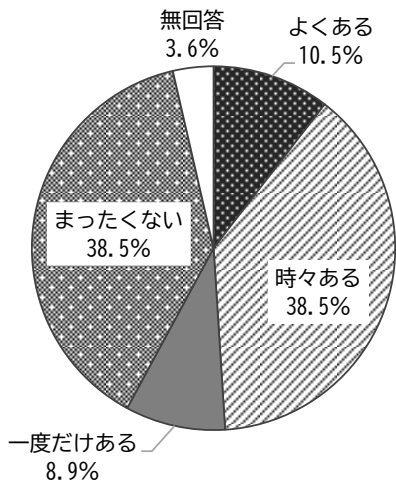
(n=382)

■ボランティア活動への関心



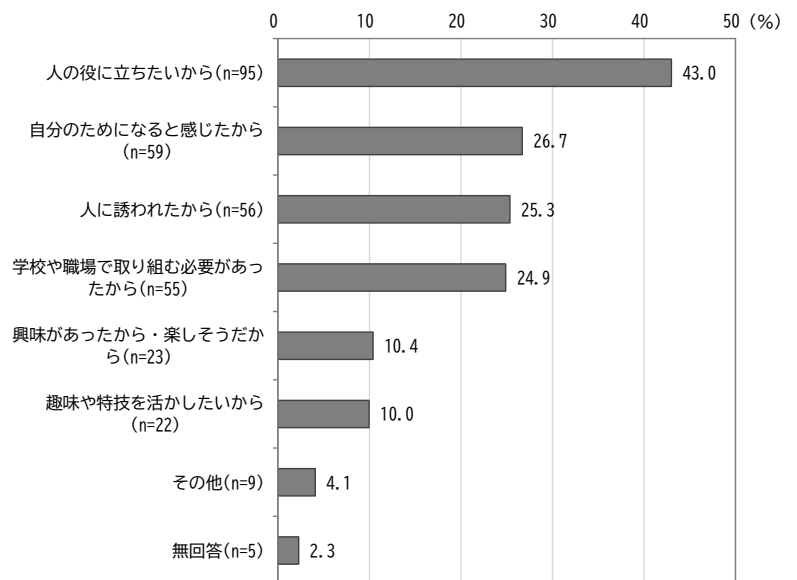
(n=382)

■ボランティア活動への参加経験

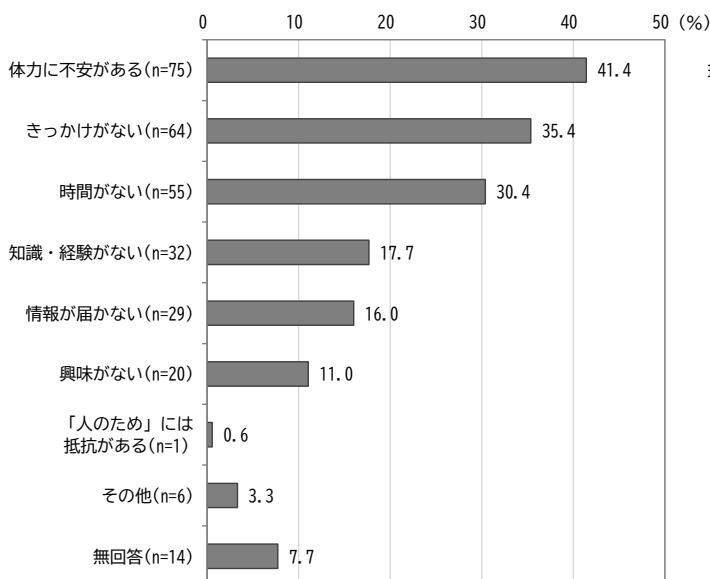


(n=382)

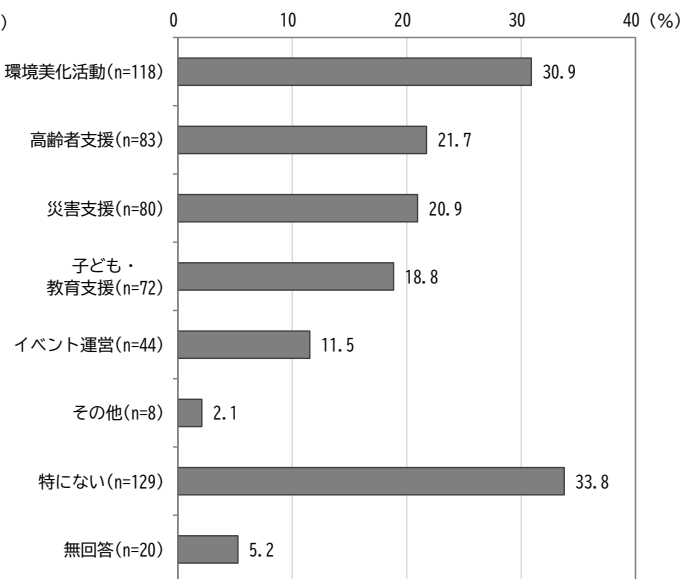
■ボランティア活動への参加のきっかけ（複数回答）



■ボランティア活動へ参加しにくい理由（複数回答）



■今後参加したいボランティア活動（複数回答）



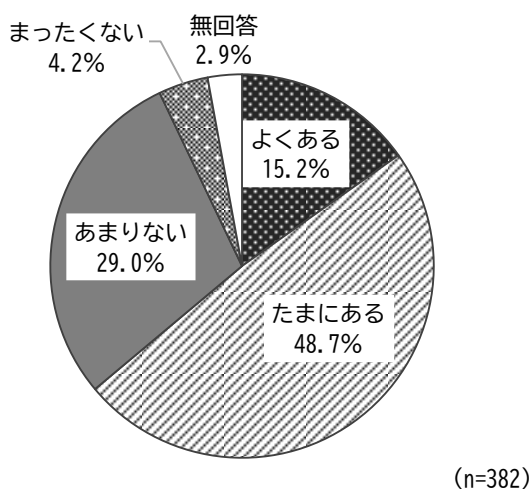
(4) 地域活動への参加状況

地域活動への参加状況を見ると、ボランティア活動、スポーツ、趣味活動、老人クラブなどに参加していない高齢者が60%以上を占めており、社会参加の機会が限られている実態が明らかになっています。一方で、町内会・自治会活動には38.9%の高齢者が年に数回参加しており、地域コミュニティとのつながりは一定程度維持されています。これらの結果から、高齢者の地域活動への参加は総じて低調であるものの、地域コミュニティとの関係性は保たれていると判断できます。

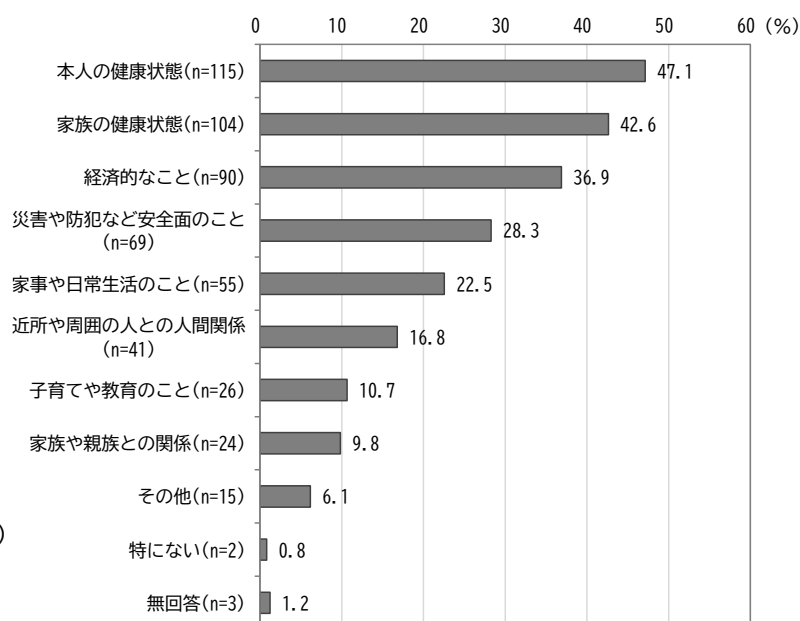
(5) 生活上の課題と相談体制

北広島町の地域福祉に関する意識調査の結果を見ると、住民の63.9%が現在の生活において何らかの困りごとや不安を抱えていると回答しています。具体的には「本人の健康状態」(47.1%)が最も多く、次いで「家族の健康状態」(42.6%)、「経済的なこと」(36.9%)となっています。困りごとや不安が生じた際の相談先については「家族・親せき」(75.9%)が最も多く、次いで「友人・知人」(40.3%)、「かかりつけの医師・看護師」(21.5%)となっており、家族や身近な人への相談依存度が高い状況にあることがうかがえます。

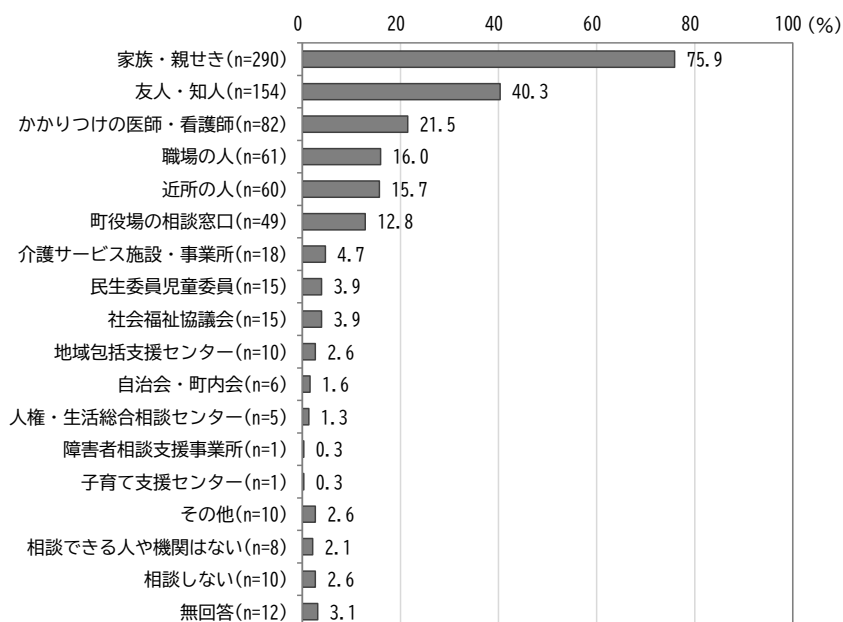
■現在の生活での困りごとや不安の有無



■特に困ることや不安に思うこと（複数回答）

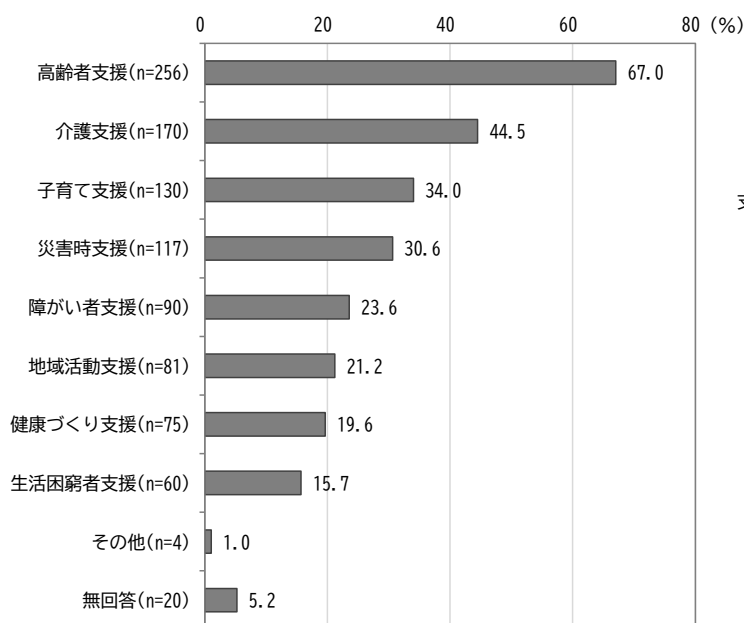


■ 困りごとや不安があるときの相談先（複数回答）

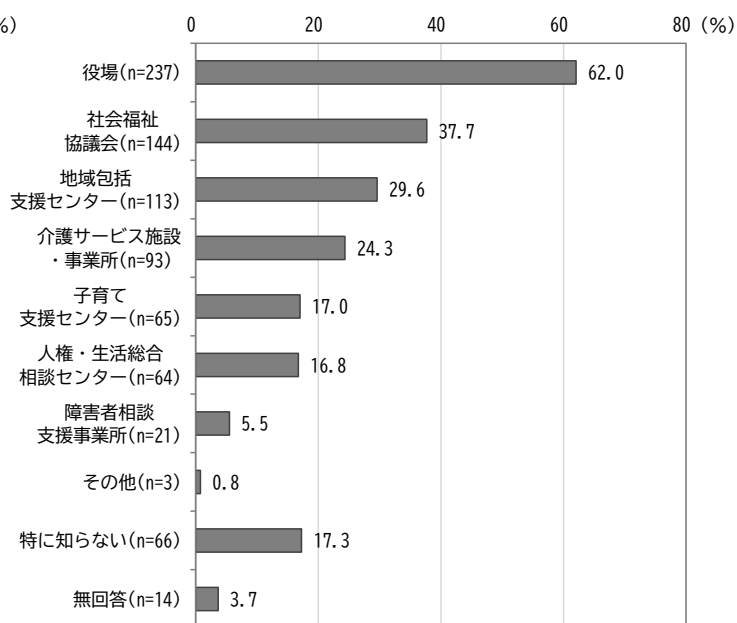


地域福祉における支援のニーズについては「高齢者支援」（67.0%）が最も多く、次いで「介護支援」（44.5%）、「子育て支援」（34.0%）となっており、高齢化の進行を反映した結果となっています。また、相談先として認知されている機関については「役場」（62.0%）が最も多く、次いで「社会福祉協議会」（37.7%）、「地域包括支援センター」（29.6%）となっており、行政機関への依存度の高さがうかがえます。

■ 地域福祉の支援で特に必要だと思うもの（複数回答）



■ 地域の相談先として知っているところ（複数回答）



(6) 支え合いの意識

支え合いの意識については「配偶者」(47.8%)が最も多く、次いで「友人」(39.4%)、「別居の子ども」(31.2%)となっており、配偶者や友人、家族が主な相談・支援の相手となっていることがわかります。また、地域の支え合いについては、65.4%の高齢者が日常生活の中で「支え合い」を感じていると回答しています。さらに、地域の支え合いの必要性については85.9%の高齢者が「必要である」と回答しており、多くの高齢者が地域における相互扶助の重要性を強く認識していることが示されています。

これらの結果から、高齢者は地域のつながりを重視しており、実際に支え合いを感じている層も一定数存在することが確認できます。

(7) 生活支援に関する意識

生活支援に関する意識を見ると、外出を控える主な要因については「足腰などの痛み」(46.5%)が最も多く、次いで「交通手段がない」(13.5%)、「経済的に出られない」(11.2%)となっており、身体機能の低下に加え、移動手段や経済状況の制約が複合的に影響していることがわかります。

買い物支援については、北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査において「買い物施設(場所)が1軒のみ」との報告があるなど、地域によって買い物の利便性に大きな差が生じています。また、「タクシーや介護タクシーの業者がない地域もあり、車の運転をしない方の交通手段が課題」「タクシーがあっても利用可能な時間の制限があり、受診や買い物が制限される」といった声もあり、移動手段の不足が生活支援上の大きな障壁となっています。

食の確保については、ひとり暮らしの高齢者を中心に配食サービスを含めて食事サービスへの需要が高まっています。

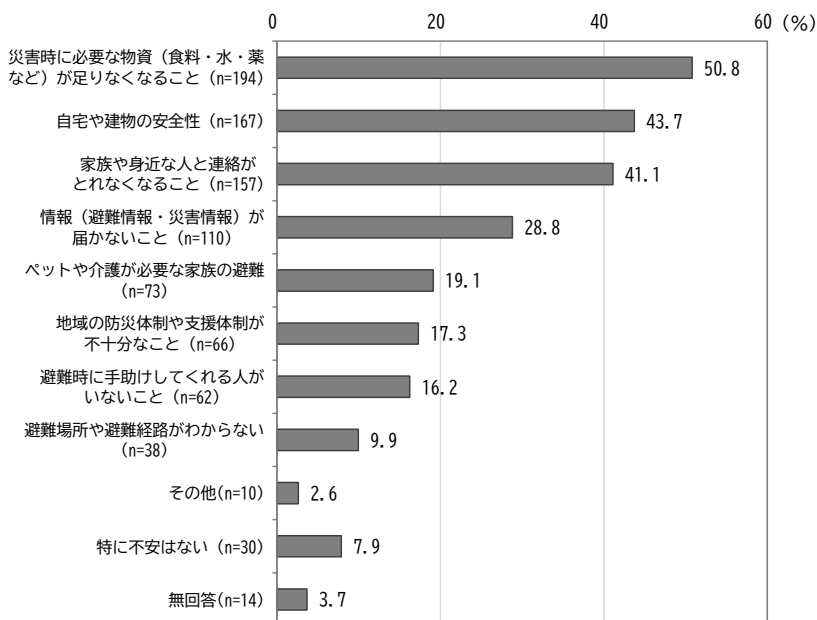
(8) 災害・防災に関する意識

北広島町の地域福祉に関する意識調査の結果をみると、災害時の避難や自然災害への備えについて不安を感じる点として「災害時に必要な物資（食料・水・薬など）が足りなくなること」（50.8%）が最も多く、次いで「自宅や建物の安全性」（43.7%）、「家族や身近な人と連絡がとれなくなること」（41.1%）となっています。これらの結果から、物資の確保と建物の安全性、家族との連絡手段への不安が特に高いことがわかります。

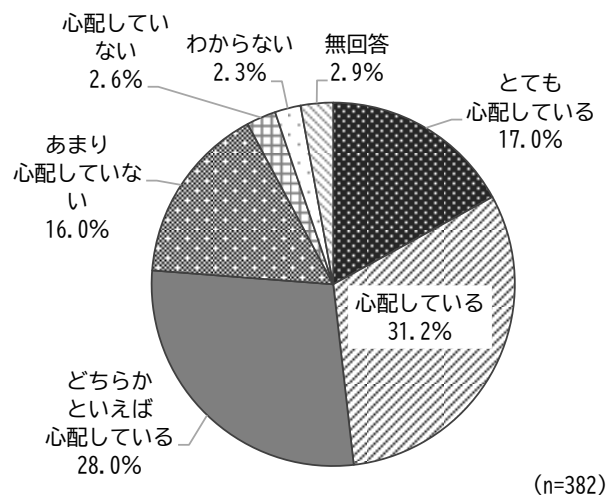
防犯については「とても心配している」「心配している」「どちらかといえば心配している」を合わせた『心配している』が76.2%を占めており、防犯への不安が高い状況にあります。

これらの結果から、住民の災害・防災意識は高く、特に物資の確保と建物の安全性、家族との連絡手段への不安が顕著であるといえます。

■災害時の避難や自然災害への備えについて不安に感じる点（複数回答）



■防犯についての心配度



5. 課題の整理

(1) 人材不足の深刻化

人材不足は、北広島町の地域福祉における最優先課題の一つと言えます。

介護分野では、介護職員の不足により、施設の人員体制の確保が困難となっているほか、在宅介護サービスの提供制限、離職率上昇、新規採用の難航といった影響が生じています。また、医療人材においても医師や看護師の不足が顕著であり、在宅医療の提供困難、地域医療の維持困難が深刻化しています。さらに、ケアマネージャー、生活支援コーディネーターなどの地域福祉の基盤を支える専門職の確保も引き続き課題となっています。

地域で活動する支援人材の不足も深刻で、高齢化によるボランティア減少、新規参加者の確保の困難さ、地域活動の担い手や役員のなり手不足、後継者不足などにより地域コミュニティの機能が低下しています。

(2) 社会的格差の拡大

社会的格差の拡大を是正することは、地域福祉における重要な課題です。

地域間格差については、地域によって医療機関や福祉サービスの充実度に差が生じるほか、公共交通機関の利便性が低い地域では移動手段が限られ、生活の質に影響を及ぼしています。加えて、デジタルデバイドにより情報取得手段に格差が生じており、生活環境の格差も顕在化しています。

また、世代間格差も深刻化しています。高齢者と若者の間では、デジタルリテラシーや情報取得手段、社会参加の機会、生活満足度の差に格差が生じており、これらの格差が地域社会の分断につながる懸念されています。

社会的格差は、単なる地理的な格差にとどまらず、世代間格差、経済格差、デジタル格差、健康格差など、複数の要素が重層的に作用しています。特に高齢者と若者の間では、情報アクセスや社会参加機会の差が相互に影響し合い、格差の固定化を助長しています。また、経済状況の格差は、医療・福祉サービスの利用機会や教育、地域活動への参加にも影響を与え、社会的排除のリスクが高まっています。

(3) 生活支援の課題

生活支援サービスの充実、地域福祉において重要な課題です。

現状では、高齢者の72.6%が自家用車での移動に依存している一方、免許返納後の移動手段が限られており、デマンドタクシーの利用が困難な状況にあります。地域間の交通手段の充実度に差が生まれています。

買い物支援については、地域差が大きく、買い物の利便性にばらつきがみられます。

生活支援に関する意識では、外出を控える要因として「足腰などの痛み」(46.5%)が最も多く、次いで「交通手段がない」(13.5%)、「経済的に出られない」(11.2%)となっており、身体機能の低下、移動手段の不足、経済的制約が重複して生活行動を制限している状況にあります。また、北広島町地域福祉活動計画策定に向けての基礎調査をみると「買い物施設(場所)が1軒のみ」との報告があり、地域によって買い物の利便性に差が生じています。

これらの現状を踏まえると、交通手段の地域格差、買い物支援サービスの地域偏在や食の確保の課題が挙げられます。

(4) 地域コミュニティの課題

人材不足により地域活動が停滞し、コロナ禍に伴う地域イベントの減少など、住民同士の交流機会が減少し、支え合い機能や見守り機能が低下しています。

また、近隣関係の希薄化は、日常的な見守りの弱体化や災害時の地域支援体制の不備を招き、結果として、地域コミュニティの基盤が脆弱化しています。

(5) 新たな社会的事象への対応

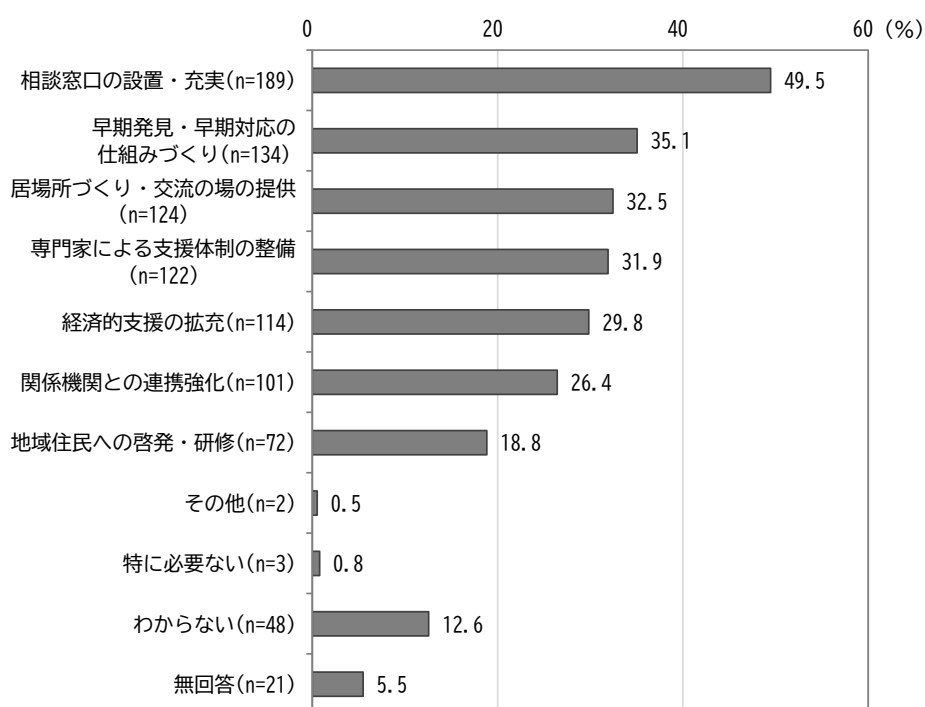
デジタル化の進展により、高齢者のデジタル格差が拡大しています。オンライン相談、遠隔医療・介護の需要が増加する中、デジタル機器の操作支援が必要な状況となっており、情報取得手段の格差が地域福祉の利用機会に影響を及ぼしています。

また、気候変動の影響により、豪雨・台風の頻発、熱中症リスクの増加が顕著となっており、避難所運営の課題や災害時における要配慮者への支援不足が問題となっています。

(6) 新しい福祉課題への対応

新しい福祉課題として、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度、ひきこもり支援やヤングケアラー、子どもの貧困が挙げられます。いずれも地域住民の認知度が低い状況にあり、必要な支援につながりにくいという課題があります。これらの新たな地域福祉に対して求められる対応については「相談窓口の設置・充実」(49.5%)が最も多く、次いで「早期発見・早期対応の仕組みづくり」(35.1%)、「居場所づくり・交流の場の提供」(32.5%)となっており、相談機能の強化とともに、早期に課題を把握し、適切な支援につなげる体制の構築が重視されています。

■新しい福祉課題について地域で必要な対応（複数回答）



第3章 地域福祉計画（行政計画）

「地域福祉計画（行政計画）」は、北広島町の地域福祉推進における北広島町の中心的役割を明確化し、具体的な取組の方向性を示す重要な計画です。

本章では、社会福祉法第107条に基づく4つの基本的役割を明確化し、第2章で明らかになった現状と課題に対応する6つの重点課題を整理しました。

基本目標として、基本理念を実現するための3つの目標を設定し、各目標に対応した具体的施策を展開しました。また、計画推進のための組織体制を構築し、町、社会福祉協議会、地域団体、住民等の多様な主体の役割分担を明確化しました。

さらに、地域福祉活動計画との一体的な推進により、相互補完的な関係を構築し、住民参加の促進と効果的な地域福祉の推進を図る方策を提示しました。

これらの内容は、第2章で明らかになった現状と課題、第3章の基本理念を踏まえ、地域住民、町、社会福祉協議会、地域団体が連携して地域福祉の推進を図るための指針となるものです。

1. 基本理念

本計画では、現計画が掲げた「心身ともに健やかで安心して暮らせるまち～地域ぐるみで取り組む 人にやさしいまちづくり～」という基本理念を継承しつつ、第2章で明らかになった新たな課題に対応できるよう発展させたものです。特に、人材不足の深刻化、社会的格差の拡大、生活支援の不足、新たな社会的事象への対応、地域コミュニティの希薄化、新しい福祉課題への対応、町と社会福祉協議会の連携強化、計画推進体制の課題など、多層的かつ複合的に進行する地域課題に対して、包摂性、持続可能性、地域主体性、協働性を重視した包括的なアプローチを基本理念として示しています。

これにより、地域住民や関係団体が相互に支え合いながら、誰もが安心して暮らせる持続可能なまちの実現を目指すものです。

「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」

～地域ので支え合い、共に歩むまちづくり～

2. 行政の役割

(1) 行政の基本的な役割

北広島町における地域福祉の推進において、行政は以下の基本的な役割を果たします。

■包括的な支援体制の構築

- ・ 地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、関係機関との連携による解決を図る
- ・ 相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の整備
- ・ 分野横断的な支援やサービスの展開
- ・ 虐待防止や権利擁護等の分野横断的な事業の実施
- ・ 関係機関間の連携強化と情報共有の促進

■地域福祉サービスの適切な利用の推進

- ・ 地域における福祉サービスの質の向上と適切な利用の促進
- ・ サービス提供体制の整備と地域格差の解消
- ・ 利用者ニーズの把握とサービス内容の改善
- ・ サービス利用の相談・支援体制の整備
- ・ 利用者サービス提供者とのマッチング機能の充実

■社会福祉事業の健全な発達

- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達の促進
- ・ 事業者間の連携と協力の促進
- ・ 事業の質の向上と持続可能な運営の支援
- ・ 事業者の人材育成とスキルアップ支援
- ・ 事業の評価・改善システムの構築

■住民参加の促進

- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加促進
 - ・ 住民の意見を計画策定・実施過程に反映する仕組みの構築
 - ・ 住民の主体的な地域づくりへの参画支援
 - ・ 住民の学習機会の提供と意識啓発
 - ・ 住民同士の交流機会の創出とネットワークづくり
-

(2) 北広島町が取り組むべき重点課題

第2章で明らかになった現状と課題を踏まえ、町は以下の6つの重点課題に取り組めます。

■課題1：人材不足の解消

第2章で明らかになった「(1) 人材不足の深刻化」では、介護・医療分野、専門職、地域人材の3つの側面から課題を明確化しました。本章では、これらの課題を包括的に捉え、人材確保と定着支援、専門職の確保、地域人材の育成という3つの方向性で対応します。

■課題2：社会的格差の是正

第2章では、「(2) 社会的格差の拡大」として、地域間格差、世代間格差、多層的な格差構造という3つの側面から社会的格差の拡大を明らかにしました。本章では、これらの格差を是正し、社会的包摂を推進することを重点課題として位置づけ、地域間格差の解消、世代間格差の是正、多層的な格差構造の解消という3つの方向性で対応します。

■課題3：生活支援サービスの充実

第2章では、「(3) 生活支援の課題」として、移動手段の制約、買い物支援の課題、食の確保の課題、外出制約の要因という4つの側面から生活支援の課題を明らかにしました。本章では、これらの課題に対応するため、免許返納後の移動手段の確保、買い物支援サービスの地域偏在の解消、食の確保と配食サービスの充実という3つの方向性で対応します。

■課題4：地域コミュニティの活性化

第2章では、「(4) 地域コミュニティの課題」として、地域活動の停滞、近隣関係の希薄化、地域活動への参加状況、ボランティア活動の現状という4つの側面から地域コミュニティの課題を明らかにしました。本章では、これらの課題に対応するため、地域活動の活性化と担い手の育成、近隣関係の強化と見守り機能の向上、災害時の支援体制の整備という3つの方向性で対応します。

■課題5：新たな社会的事象への対応

第2章では、「(5) 新たな社会的事象への対応」として、デジタル化の進展、気候変動の影響、災害・防災に関する意識という3つの側面から新たな社会的事象への対応の必要性を明らかにしました。本章では、これらの課題に対応するため、デジタルデバイドの解消とデジタル支援の充実、自然災害への対応力強化という2つの方向性で対応します。

■課題6：新しい福祉課題への対応

第2章では、「(6) 新しい福祉課題への対応」として、制度の認知度の低さ、新しい福祉課題の認知度の低さ、必要な対応という3つの側面から新しい福祉課題への対応の必要性を明らかにしました。本章では、これらの課題に対応するため、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度の周知と利用促進、ひきこもり支援やヤングケアラー・子どもの貧困への対応、相談機能の充実と早期発見・早期対応の仕組みづくりという3つの方向性で対応します。

3. 基本目標

第3章の基本理念「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち～地域の力で支え合い、共に歩むまちづくり～」を実現するため、以下の基本目標を設定します。なお、下記3つの基本目標の実現を支える基盤として、第2章で明らかになった地域福祉計画推進のための課題に対応し、地域福祉計画の実効性の向上を図ります。

■基本目標1：包括的な支援体制の構築

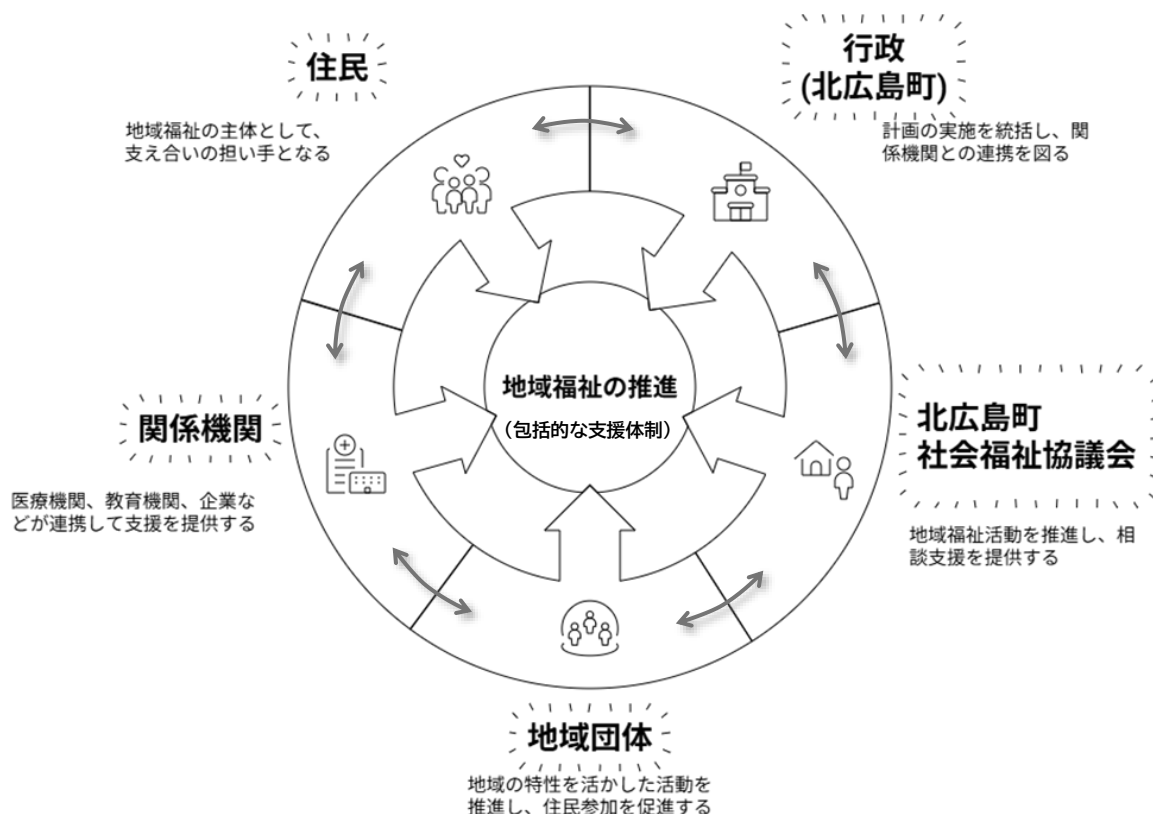
誰もが住み慣れた地域で、安心して自分らしくいきいきと暮らせるよう、多様で複合的な生活課題に対応できる包括的な支援体制を構築します。

■基本目標2：地域の支え合い機能の向上

地域住民一人ひとりが支え合いの担い手となり、地域の力による支え合いの仕組みを充実させます。

■基本目標3：持続可能なまちづくりの推進

新たな社会的事象に対応できる持続可能なまちづくりを、地域の特性を活かしながら推進します。



4. 施策の展開

(1) 「基本目標 1 包括的な支援体制の構築」に対応した施策

専門職の確保により包括的な相談支援体制を整備し、居住・就労支援、虐待防止・権利擁護を推進します。また、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度の利用促進やひきこもり支援、ヤングケアラー、子どもの貧困といった新しい福祉課題に取り組み、関係機関間の連携体制の整備を進めるとともに、計画の周知と理解促進を図ります。

ア. 包括的な相談支援体制の整備

■関係機関との連携強化

相談者が適切な支援を受けられるよう、関係機関の連携強化を図ります。

■専門職の確保と育成

「人材不足の深刻化」に対応し、専門職を確保・育成することで、相談機能を充実させ、住民が適切な支援を受けられる体制を構築します。

■早期発見・早期対応の仕組みづくり

地域での見守り機能を強化し、課題を早期に発見して適切な支援につなぐ仕組みを構築します。

施策	取組・事業内容	担当課
多機関との相談窓口の連携	高齢者、介護、障害者、生活困窮などの様々な生活課題の相談について、関係機関が連携を強化し、包括的な相談支援を推進します。	福祉課
地域包括ケアシステムの推進	保健・医療・福祉など関係機関と連携し、個別のケースに応じて、専門職及び地域の多様な関係団体と連携を行います。	福祉課 町民保健課
情報提供体制の充実	福祉サービス等の情報発信を町広報紙やホームページ、町公式LINE等で行い、幅広い情報提供に努めます。	福祉課
ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業	ひとり暮らし等の高齢者世帯等を巡回相談員が定期的に訪問し、相談援助を行います。	福祉課
高齢者見守り配食事業	定期的な安否確認・身守りが必要な高齢者に対して、配食サービス配達時に配食事業者が安否確認、体調確認等を実施します。	福祉課
福祉・介護人材確保事業	福祉・介護人材の安定的な確保・育成を目的に「北広島町福祉・介護人材確保等推進協議会」（事務局：北広島町社会福祉協議会）を設置し、関係機関が連携して人材確保等に関する取組を推進します。	福祉課

施策	取組・事業内容	担当課
利用者支援事業 (ネウボラきたひろしま 「てごてご」)	こども家庭課及び各地域子育て支援センターに 子育て世代包括支援センター『ネウボラきたひ ろしま「てごてご」』を設置し、母子保健と児童 福祉の両機能を一体的に提供することにより、 子育て世帯の不安軽減を図り、安心して妊娠・ 出産・子育てができるように必要な情報提供や サービスの提供等の取組の充実を図ります。	こども家庭課
ブックスタート事業	子育て世帯と地域の結びつきを支援するため、 地区の民生委員児童委員、主任児童委員が赤ち ゃんが生まれた家庭を訪問し、絵本を届けます。	こども家庭課 福祉課

イ. 分野横断的な支援・サービスの展開

■居住・就労支援の充実

生活困窮者に対応し、住まいと就労の両面から包括的な支援を提供することで、生活困窮者の自立を支援します。

■虐待防止・権利擁護の推進

虐待防止ネットワークを構築し、住民の権利を擁護する体制を整備します。

施策	取組・事業内容	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の抱える経済的困難や社会的孤立、 その他多様な課題に対応するため、社会福祉協 議会等と連携しながら包括的かつ早期的な支 援体制を強化します。	福祉課
成年後見制度利用支援事 業	親族がないなど、成年後見制度の申立が困難 な人の申立を支援します。また、成年後見人等 への報酬助成を行い、利用を支援します。	福祉課
権利擁護事業の普及・啓 発	認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分 でない人等が、地域において自立して生活でき るよう、地域包括支援センターや民生委員児童 委員等とも連携し、対象者の把握に努め、利用 等について相談支援を行います。	福祉課
障害者の虐待防止	「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」 を踏まえ、虐待防止に対する社会全体の認識を 深められるよう、今後も広報・啓発に取組みま す。虐待の相談、通報、届出に対応し、通報が あった際には、関係機関と連携しながら、迅速 で適正な対応を行います。	福祉課

施策	取組・事業内容	担当課
高齢者の虐待防止	関係機関と連携し、高齢者の虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、「北広島町虐待防止ネットワーク会議」を定期的に開催します。	福祉課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（児童虐待の防止）	きたひろこども家庭センターが中心となり、母子保健と児童福祉の連携により児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	こども家庭課

ウ. 新しい福祉課題への対応

■成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知と理解を促進し、利用しやすい体制を整備することで、権利擁護を推進します。（第4章参照）

■生活困窮者自立支援制度の推進

生活困窮者に対応し、制度の周知と理解を促進し、自立支援のための包括的な支援体制を図ります。（第5章参照）

■ひきこもり支援の充実

ひきこもり支援について、来所、電話、訪問等による個別相談支援を行い、適切な機関へ繋ぐなど、関係機関との連携を図ります。

■ヤングケアラー・子どもの貧困への対応

早期発見・早期対応の仕組みを構築し、支援が必要な家庭への包括的な支援を提供することで、子どもの健全な育成を支援します。

施策	取組・事業内容	担当課
権利擁護・成年後見制度の広報等による啓発活動の推進	権利擁護に関する知識や理解を深めるとともに、成年後見制度について広く周知します。	福祉課
生活困窮者の自立支援	生活困窮者の自立の促進を図るため、家計改善支援、就労支援、居住確保給付金の支給など、社会福祉協議会等と連携しながら、必要な支援を行います。	福祉課
ひきこもり支援	来所、電話、訪問等による個別相談支援を行い、適切な機関へ繋ぎ、連携を図ります。 広島県主催等の精神保健福祉相談会において、精神科医師が本人または家族と個別相談を行い、必要に応じて、関係機関と連携しながら支援していきます。	町民保健課

施策	取組・事業内容	担当課
不登校支援	各町立学校及び教育委員会に不登校相談窓口を設置するとともに、ホームページ等で周知を行います。 教育支援センター（移動型）を設置し、相談支援を行います。	教育課
児童育成支援拠点事業 （こどもの居場所づくり）	不登校の児童生徒や支援が必要な家庭等が増加している現状を踏まえ、関係機関や学校等と連携し、子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりに取り組みます。	こども家庭課 教育課
ヤングケアラーへの支援	日々の生活の中で児童生徒の変容を見過ごさないよう、町内各校及び各関係機関、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携するとともに、必要に応じてケース会議等を開催し、該当する児童生徒と関係者に対して、適切な支援を行っていきます。	こども家庭課 教育課
子どもの貧困対策	経済的に生活が困難な状態にある子どもや家庭に気付き、早期に支援につなげるよう保育施設や学校、民生委員児童委員等関係機関との連携により、適切な支援に努めます。	こども家庭課 福祉課 教育課

(2)「基本目標2 地域の支え合い機能の向上」

地域活動の担い手育成と見守り機能の向上と住民交流促進により近隣関係を強化します。

また、災害時の支援体制整備、防災・減災の取組、災害時の情報共有により災害対応力の向上に努めます。

ア. 地域活動の活性化

■地域活動の担い手育成

人材不足により地域団体の活動の停滞や、役員のなり手、担い手不足といった「地域コミュニティの課題」の解決のため、担い手育成などの各種事業を開催するなど、地域コミュニティの機能を維持・向上に努めます。

■地域団体の活動支援

地域団体の活動の停滞など「地域コミュニティの課題」の解決のために、各地域団体の活動を支援します。

施策	取組・事業内容	担当課
地域協議会	住民自治の確立と住民と行政の協働機能を図るため、地域づくり交付金を交付し、各地域協議会の活動や運営を支援します。	まちづくり推進課
きたひろ学び塾事業	地域リーダーの育成を目的として、集合型講座を開催し、地域活動の担い手育成を図ります。	まちづくり推進課
ゲートキーパーの養成	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることのできる人（ゲートキーパー）の養成を推進します。	町民保健課
生活支援コーディネーターの配置	地域住民や関係者が地域課題に取り組み、支援することで、地域住民が主体となって地域で支え合う体制づくりを推進します。	福祉課
認知症サポーターの養成	認知症の人を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーターの養成を推進します。	福祉課
地域住民グループ支援事業（サロン）	住民が自主的に実施する高齢者等の集いの場において、介護予防を実施している地域住民グループを支援します。	福祉課
民生委員児童委員協議会	地域住民のつなぎ役である民生委員児童委員の活動について支援します。	福祉課

イ. 近隣関係の強化

■見守り機能の向上

近隣関係の希薄化により、地域での見守り機能の低下といった課題解決のために、地域での見守りネットワークを構築し、住民の安全・安心を確保します。

■地域の支え合いの仕組みづくり

地域での困りごとを相談できる相互扶助の環境を構築することで、地域の支え合い機能の向上に努めます。

施策	取組・事業内容	担当課
地域の交通安全・防犯活動	住民の安全と防犯の効果を確認するため、必要な箇所に防犯等の設置を進めます。	総務課
防犯教室の実施	「子ども 110 番の家」への取組を地域の協力のもと引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。 子どもが集団で生活する場において、犯罪の被害に遭うことがないように、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。 また、認定こども園・保育所、学校、放課後児童クラブにおいて、防犯教室を実施し子どもの防犯意識の向上を図ります。	総務課 教育課
通学路や生活道路の安全確保	通学路や生活道路において、北広島町通学路交通安全プログラムによる点検を行い、危険箇所を優先した防護柵等の設置を進めます。	総務課 建設課 教育課
ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業【再掲】	ひとり暮らし等の高齢者世帯等を巡回相談員が定期的に訪問し、相談援助を行います。	福祉課
地域の見守りに関する協定	高齢者を重層的に見守るため、「地域見守り活動に関する協定」の協力事業者の増加を目指し、事業の周知を行います。	福祉課
通学時の見守り・声かけ運動	民生委員児童委員等による子どもの見守りを実施します。	福祉課
地域交流の促進	地域づくりセンター等の事業において、地域のボランティアの協力を得ながら、子育て世帯間の交流の場としての取組を強化します。	まちづくり推進課 こども家庭課
子どもと家庭を支える地域社会づくり	「食育」「遊び」「体験」を認定こども園・保育所・地域子育て支援センターと連携し、地域一体となって推進します。	町民保健課 こども家庭課

施策	取組・事業内容	担当課
ふるさと教育の充実	<p>小学校・中学校・義務教育学校において、総合的な学習の時間等で、自然、文化財等の学習を行います。</p> <p>また、ふるさとを愛する心と夢を育む教育を推進するため「北広島ふるさと夢プロジェクト事業」を継続し、「ふるさとを知り、ふるさとを愛し、ふるさとに住みたい・将来ふるさとに貢献したいと思う子ども」を育成します。</p>	教育課

ウ. 災害時の支援体制整備

■地域住民による災害時の支え合い活動

地域住民同士が災害時に支え合えるよう互いに助け合い、災害時における要配慮者への見守りや避難支援を充実させることで、地域コミュニティによる災害時の支え合い機能の向上に努めます。

■地域での防災活動への参加促進

地域住民が防災活動に参加しやすい環境を整備し、地域での防災訓練への参加を促進することで、防災意識を向上させ、地域での防災力を強化します。

■地域住民同士の災害時の情報共有

地域住民同士が災害時に情報を共有し、安否確認や支援が必要な人を把握できるよう、災害時の情報共有機能の向上に努めます。

施策	取組・事業内容	担当課
災害対策への取組	<p>災害時には、住民に対してきたひろ情報アプリ、音声告知放送、防災メール、Lアラート等で周知します。</p> <p>また、洪水、土砂災害などの被害が発生する地域や被害を想定し、避難行動や災害に対する事前準備に関する情報をまとめた防災ハザードマップを活用し、住民に周知します。</p> <p>災害時の対応や防災のために、自主防災組織を育成するとともに、各地域での防災訓練に参加してもらうなど、住民同士が助け合う「互助・共助」を促進します。</p> <p>まちづくり出前講座として、各地域に出向き、実技訓練や避難訓練の実施、地域防災タイムラインの作成支援などを行います。</p>	危機管理課

施策	取組・事業内容	担当課
避難行動要支援者への取組	災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を適正に管理・更新します。名簿情報（同意を得たもの）を区長や民生委員児童委員、自主防災組織等と共有し、地域全体で見守る体制を構築します。さらに対象者一人ひとりの心身の状況や避難先、支援者を具体的に定める「個別避難計画」の策定を推進し、災害時の迅速な避難と安否確認につなげるための実効性のある連携体制を確保します。	危機管理課 福祉課 町民保健課
自主防災組織の強化	地域における自主防災組織の取組を一層強化し、災害時における要配慮者への対応も十分考慮された地域防災体制の確立を進めます。	危機管理課
避難訓練の実施	保育施設・学校施設での避難訓練を実施します。	こども家庭課 教育課

(3)「基本目標3 持続可能なまちづくりの推進」に対応した施策

デジタルデバイド（情報格差）の解消とデジタルサービスの活用により、デジタル化に対応し、災害対応力の向上と気候変動による自然災害への対応力強化に取り組みます。

また、地域資源の活用と多様な主体との協働により持続可能な地域づくりを推進します。

ア. デジタル化への対応

■デジタルデバイドの解消

高齢者のデジタルリテラシー向上支援とデジタル機器の操作支援を充実させることで、デジタル格差の解消に努めます。

■デジタルサービスの活用

オンライン相談、遠隔医療・介護需要の増加に対応するため、デジタルサービスを活用することで、住民が適切なサービスを受けられる体制を構築します。

施策	取組・事業内容	担当課
スマホ教室の実施	高齢者を対象としたスマホ教室を開催し、操作方法などの支援を行います。	総務課 まちづくり推進課
施設予約システム	まちづくりセンター、各地域づくりセンターの施設予約について、WEB上での申込ができるよう体制整備を進めていきます。	総務課 まちづくり推進課

イ. 自然災害への対応力強化

■災害時の福祉的支援体制の整備

災害時の福祉的支援体制を整備し、高齢者、障害者、子ども等の災害時要配慮者への支援を充実させ、関係各課等との連携により、避難所での福祉的配慮や災害時の生活支援を推進します。

■災害時の生活再建支援

災害発生後の生活再建を支援するため、生活困窮者への支援、住まいの確保支援、心のケア等の支援を実施し、関係各課等との連携により、災害復旧・復興における福祉的支援を推進します。

施策	取組・事業内容	担当課
福祉避難所	災害時の避難所について、福祉的・医療的なサービスの必要な方に対して、関係機関と連携しながら、運営体制の整備に努めます。	危機管理課 福祉課
住宅災害見舞金	北広島町内に住所を有する者で災害により災した者（住家部分のみ）に対して見舞金を支給します。	福祉課

施策	取組・事業内容	担当課
災害時における被災者の生活支援体制の構築	大規模災害発生時に、ボランティアの力で被災者の生活支援に寄与するため、「災害ボランティアセンターの設置・運営等の協定」に基づき、北広島町社会福祉協議会を運営主体とした「災害ボランティアセンター」の設置・運営体制を平時から整備します。	危機管理課 福祉課

ウ. 地域の特性を活かしたまちづくり

■地域資源を活用した福祉的支援の推進

福祉行政として地域の特性を活かした福祉的支援を推進します。高齢者や障害者等の社会参加の促進、地域資源を活用した生活支援サービスの展開、地域の支え合い機能の向上を図ります。

■多様な主体との協働による地域福祉の推進

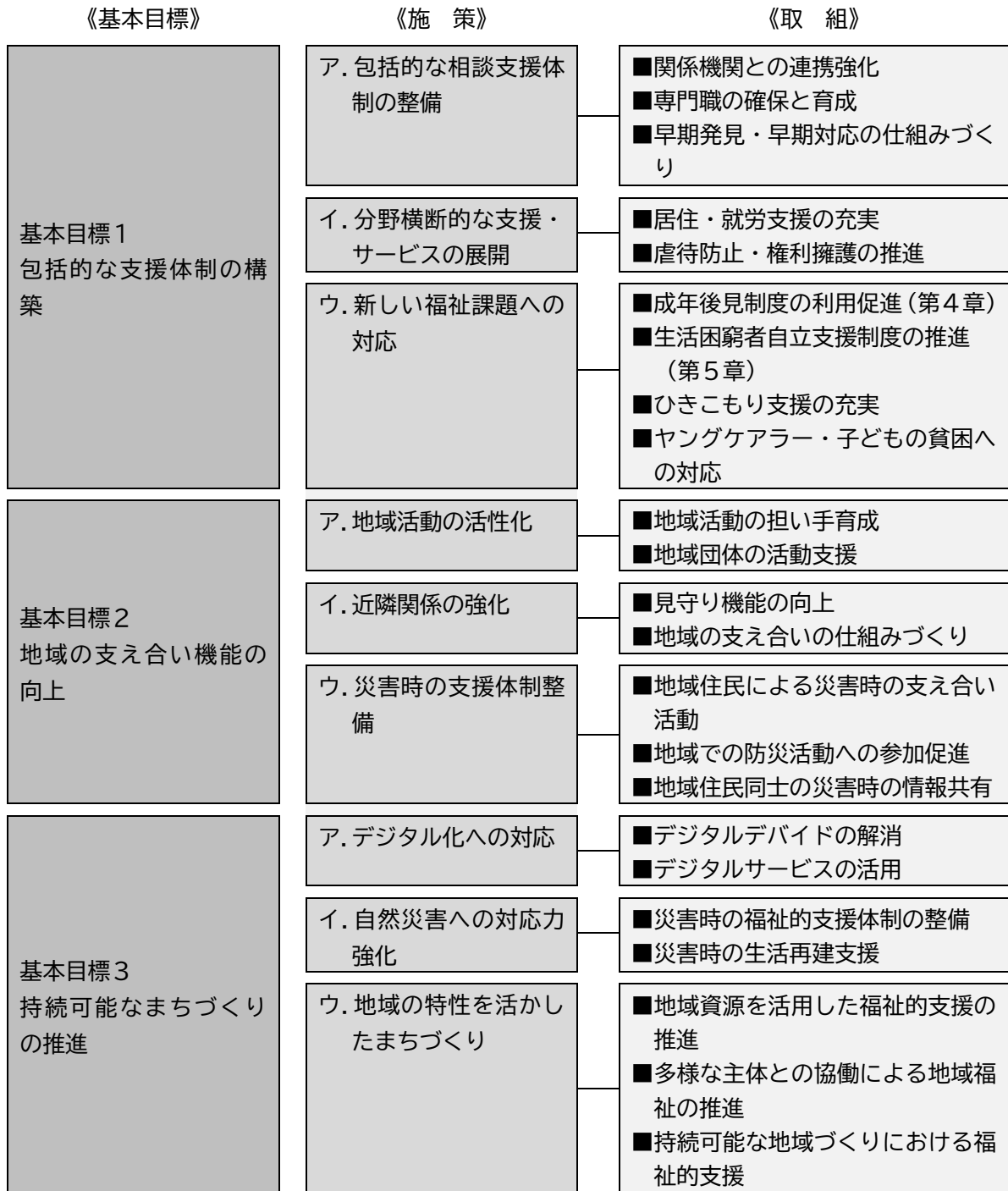
住民、行政、社会福祉協議会、地域団体、関係機関との連携を強化し、多様な主体との協働による地域福祉の推進を図り、福祉的視点から協働による課題解決を推進します。

■持続可能な地域づくりにおける福祉的支援

人口減少と高齢化の急速な進行により、地域の活力低下が懸念されるなか、高齢者や障害者等が地域で活躍できる環境づくり、地域の支え合い機能の向上、次世代への福祉の継承を推進します。

施策	取組・事業内容	担当課
社会福祉協議会の活動支援	地域福祉の拠点として、様々な福祉活動をしている社会福祉協議会に対し支援することにより、本町の福祉の向上を図ります。	福祉課
シルバー人材センターの運営支援	高齢者が社会を支える重要な一員として、長年、培ってきた知識、経験、技能等多様な能力を発揮することで、生きがいを感じ、地域の様々な場で参画することを促進します。	福祉課
老人クラブ連合会の活動支援	北広島町社会福祉協議会（事務局）を通じて、老人クラブ連合会活動を支援し、高齢者の健康づくり、生きがいづくりに取り組みます。	福祉課
就労・地域活動の支援	障がいのある人が地域と交流し、自立して社会参加をしながら生活の安定を図るため、就労支援を行い、雇用を促進します。	福祉課
地域での暮らしを支える交通手段の確保	地域の暮らしを支える交通手段であるバス交通、デマンドタクシーなど生活交通を地域の実情、利用者のニーズ等を踏まえるとともに関係機関、事業者と連携しながら、より利用しやすい形態になるよう取り組みます。	まちづくり推進課

【施策の体系】



第4章 権利擁護事業の推進（第2期北広島町成年後見制度利用促進基本計画）

今後、認知症高齢者や単身世帯の増加や人（親族）とのつながりの希薄化、障害者の高齢化による親亡き後の問題等により、判断能力が低下した際の意味決定支援や財産管理の必要性の高まりなどが見込まれています。

このような背景から、北広島町では「誰もが尊厳を持って生活し、権利が擁護される地域づくり」を基本理念として、令和3（2021）年に「北広島町成年後見制度利用促進計画」を策定しました。第2期となる本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、これまでの計画を継承しつつ、新たな課題を踏まえ、地域福祉計画の一環として令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間で計画期間として実施します。

地域課題の現状では、人材不足の深刻化、社会的格差の拡大、生活支援の課題、地域コミュニティの機能低下といった複合的な課題が明らかになりました。これらの課題を踏まえ、①権利擁護に関する広報や普及啓発、②相談対応体制の充実、③制度の利用支援、④地域連携ネットワークの充実という4つの基本施策を推進します。本町では令和4（2022）年度に北広島町成年後見サポートセンターを設置し、関係機関との連携を強化し、認知症高齢者や知的・精神障害者など判断能力が不十分な方々の権利擁護を図り、住み慣れた地域での安心した生活を支援しています。

1. 権利擁護事業の推進について

（1）権利擁護事業の意義

権利擁護事業は、認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方々の権利を守り、尊厳を持って生活できるよう支援する重要な事業です。北広島町においても、少子高齢化の進行に伴い、権利擁護を必要とする住民の増加が予想される中、地域福祉の重要な柱として位置づけられています。

（2）権利擁護事業の基本理念

《権利擁護事業の基本理念》

「誰もが尊厳を持って生活し、権利が擁護される地域づくり」

この理念のもと、以下の原則に基づいて権利擁護事業を推進します。

■権利擁護事業推進の原則

- ・ 本人の意思の尊重：本人の意思を最大限尊重し、自己決定を支援する
 - ・ 最善の利益の追求：本人の最善の利益を第一に考えた支援の提供
 - ・ 地域での生活継続：住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援
 - ・ 関係機関との連携：多様な関係機関との連携による包括的な支援体制の構築
-

(3) 権利擁護事業の対象者

■権利擁護事業の対象者

- ・ 認知症高齢者
 - ・ 知的障害者
 - ・ 精神障害者
 - ・ その他判断能力が不十分な方々
-

2. 成年後見制度利用促進計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」の内容を包含するものとして、地域福祉計画の一環として策定しています。

(2) 計画期間

本計画は、令和8（2026）年度を初年度とする令和12（2030）年度までの5年間とします。
なお、今後の国及び町を取り巻く社会状況の変化に対応するために、計画期間中であっても、関連機関等との調整を図り、必要な見直しを行います。

3. 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や高齢、知的障害、精神障害等によって判断能力が不十分な人（以下「本人」という。）の権利を守る支援者（以下「成年後見人等」という。）を選ぶことで、本人の生活や財産を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類に分かれます。

① 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に判断能力が低下した場合に代わりにしてもらいたいこと（代理権）を契約（任意後見契約）で決めておく制度です。契約に基づき、本人の希望に沿った支援を受けることができます。

② 法定後見制度

本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。判断能力の程度によって「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。

4. 成年後見制度等の利用状況

(1) データ等から見える現状

■広島家庭裁判所における成年後見制度利用者数（令和7（2025）年8月31日現在）（単位：人）

北広島町	成年後見					
	法定後見				任意後見	合計
	後見	保佐	補助	合計		
	29	14	5	48	1	49

資料：広島家庭裁判所

■町長申立件数の推移（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	0	3	3	5	0
障害者	0	0	0	1	2
合計	0	3	3	6	2

資料：北広島町福祉課

■成年後見制度利用支援事業報酬額の助成件数の推移（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
高齢者	1	1	1	1	1
障害者	2	0	2	2	3
合計	3	1	3	3	4

資料：北広島町福祉課

○北広島町社会福祉協議会の法人後見、かけはし（福祉サービス利用援助事業）※、財産保管サービスの利用状況

■法人後見の利用者数の推移（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受任者数	5	5	5	5	5

資料：北広島町社会福祉協議会

■かけはし（福祉サービス利用援助事業）の利用者数の推移（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	18	16	12	14	16

資料：北広島町社会福祉協議会

■かけはし（福祉サービス利用援助事業）の支援件数の推移（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支援延件数	1,008	785	579	418	544

資料：北広島町社会福祉協議会

■財産保管サービスの利用者数の推移（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	4	7	4	9	6

資料：北広島町社会福祉協議会

※かけはし（福祉サービス利用援助事業）

一人でものごとを決めることが不安な人に対し、契約を結ぶことにより、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理をしてもらい、安心して暮らせるよう支援する事業。認知症や障害などによって、自分一人で福祉サービスの利用などを決めることに不安がある人や、日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などが利用できる。

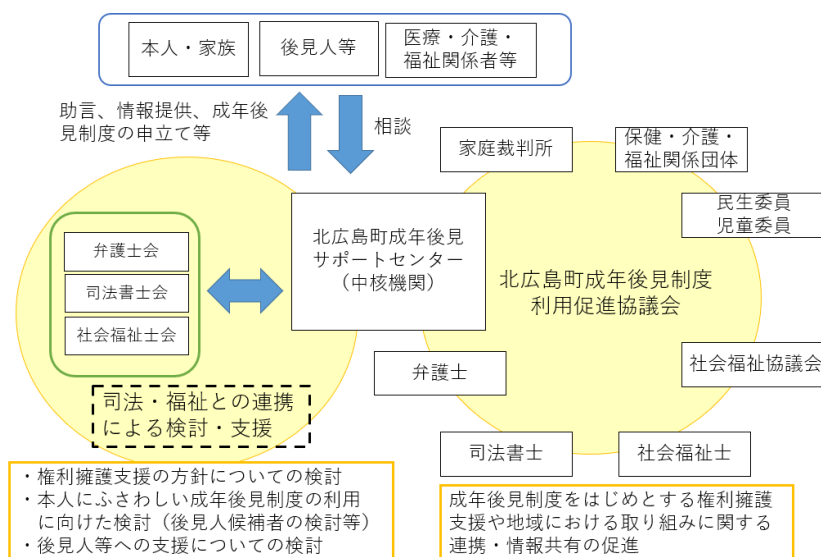
5. 成年後見サポートセンター（中核機関）の設置

（1）北広島町成年後見サポートセンター

令和4（2022）年度に北広島町成年後見サポートセンター（中核機関）を設置しました。中核機関とは、本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を受けられる体制を整備し、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行ったり、専門職団体、関係機関の協力・連携強化を図るための協議会の運営などを行います。

（2）地域連携ネットワーク

北広島町における地域連携ネットワークのイメージ



6. 今後の取組

(1) 取組目標

取組目標は、北広島町の地域福祉計画の基本理念である「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」の実現に向けて、権利擁護の観点から重要な役割を果たします。判断能力が不十分な方々が、本人の意思を尊重されながら、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、権利擁護を推進します。また、地域住民一人ひとりが権利擁護の重要性を理解し、支え合いの担い手として参画することで、誰もが尊厳を持って生活できる地域社会の実現を目指します。

(2) 基本施策

取組目標を達成するため、以下の基本施策①～④を推進します。

■基本施策①：権利擁護に関する広報や普及啓発

成年後見制度の利用促進には、成年後見制度の認知度が低い状況を踏まえ、まず制度に対する正しい理解と認識の向上が不可欠です。地域住民や関係職員に対して、成年後見制度の意義や内容、利用方法についての情報提供を充実させ、権利擁護の重要性についての理解を深めます。また、適切な情報提供と相談対応ができる体制を整備します。

■基本施策②：相談対応体制の充実

適切な情報提供と相談対応ができる体制を強化し、利用者のニーズに応じた適切な支援を提供します。

■基本施策③：制度の利用支援

親族がいない方や本人申立てが困難な方に対して、申立て手続きを支援します。

■基本施策④：地域連携ネットワークの充実

北広島町成年後見制度利用促進協議会を設置し、権利擁護に関する課題に対し、情報共有と連携体制の強化を図ります。適切な情報提供と相談対応ができる体制を強化し、利用者のニーズに応じた適切な支援を提供します。

第5章 生活困窮者の自立に向けて

本実施計画は、北広島町の現状と課題を踏まえ、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を目指すもので、地域の支え合い機能の向上を通じて、生活困窮者の自立を支援し、「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」の実現に向けて取り組みます。

本計画の実現のため、関係機関との連携を強化し、地域住民の参加を促進することで、効果的な生活困窮者支援の実現を目指します。

1. 計画の位置づけと目的

(1) 計画の位置づけ

本計画では、現計画の基本理念「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち」の実現に向けて、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を目指します。

(2) 計画の目的

本計画の目的は、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を通じて、生活困窮者の自立を支援することであり、生活困窮の早期発見・早期支援により深刻化を防ぎ、複合的な課題を抱える生活困窮者に対する総合的な支援を提供するものです。また、地域住民による見守り活動や相互扶助の仕組みを強化し、行政、社会福祉協議会、医療機関、教育機関、企業等が連携した効果的な支援体制を構築することで、生活困窮者の自立に向けた包括的な支援を実現します。

2. 生活保護受給状況等の推移

■生活保護受給状況の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数（世帯）	64	72	88	74	75
人数（人）	77	88	112	89	88

資料：北広島町福祉課

■生活困窮者自立支援事業※の推移（単位：件）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談支援		28	17	25	25
家計改善		0	1	2	4
住宅確保	3	1	1	1	2
地域居住	令和8年度～				

資料：北広島町福祉課・北広島町社会福祉協議会

※生活困窮者自立支援事業

生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、支援対象者の自立を促進する。

事業の内容は、自立相談支援事業（社会福祉協議会委託）、家計改善支援事業（社会福祉協議会委託）、住宅確保給付金、地域居住支援事業。

3. 基本方針

(1) 基本方針

基本方針では、現計画の基本理念と整合性を保ちながら、生活困窮者に対する支援の方向性を示しており、生活困窮者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の支え合い機能を向上させ、包括的な支援体制を構築することで、生活困窮者の自立を支援します。また、持続可能なまちづくりに向けて、地域住民、関係機関、行政が連携し、生活困窮者に対する効果的な支援を提供することを目指します。

(2) 基本原則

本計画の基本原則は、生活困窮者に対する支援の質と効果を確保するための重要な指針であり、早期発見・早期支援により深刻化を防ぎ、包括的支援により複合的な課題に対する総合的な支援の提供です。また、地域連携により関係機関との連携を強化し、自立支援により持続可能な生活の実現、さらに、権利擁護により生活困窮者の尊厳と権利を擁護し、人権に配慮した支援を実施するものです。

(3) 支援の方向性

本計画は、基本方針に示すように、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を通じて、生活困窮者の自立を支援することを目指します。

予防的支援により生活困窮の発生を未然に防ぎ、包括的支援により複合的な課題に対する総合的な支援を提供し、そして、地域連携により関係機関との連携を強化し、自立支援により生活困窮者の自立を支援します。また、権利擁護により生活困窮者の尊厳と権利を擁護し、人権に配慮した支援を提供します。これらの支援の方向性を踏まえて、生活困窮者に対する効果的な支援を実現していきます。

4. 基本施策

生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築を目指し、5つの柱で実施計画を策定します。それぞれの柱は、生活困窮者の自立に向けた支援において重要な要素であり、基盤となるものです。

(1) 相談支援体制の整備

相談支援体制の整備は、生活困窮者に対する包括的な支援体制の構築において重要な基盤となります。

包括的相談支援体制の構築は、生活困窮者自立支援制度の周知・啓発活動を実施し、関係機関との連携を強化、また、相談支援員の養成と専門性の向上により、質の高い相談支援を提供します。早期発見・早期対応の仕組みづくりは、関係機関との連携を強化し、地域住民による見守り活動を推進することが期待でき、生活困窮者の早期発見と適切な支援への接続が図れます。

(2) 生活支援の充実

生活困窮者自立支援事業の実施により、自立相談支援、家計改善支援、住居確保給付金、地域居住支援事業を実施し、生活困窮者の自立を支援します。また、地域生活支援の充実により、買い物支援、移動支援、配食サービス、見守り・安否確認サービスの充実を図り、地域における生活支援の質と量を向上させることが期待できます。これらの取組により、生活困窮者が地域で安心して生活できるよう支援し、自立に向けた基盤を整備します。

(3) 就労支援の推進

就労準備支援の実施により、就労準備支援事業、就労体験プログラム、就労相談・支援、就労後の定着支援を実施し、生活困窮者の就労に向けた準備を支援します。また、就労機会の創出により、地域企業との連携を図り、生活困窮者の就労機会を拡大していきます。これらの取組により、生活困窮者の就労を支援し、自立に向けた基盤を整備します。

(4) 住居支援の推進

休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている生活困窮者に対して、住居確保給付金の支給要件の確認、支給申請の受付・審査後、給付金を支給します。給付後の生活支援、給付期間終了後の自立支援を実施します。住居相談、住居確保、住居維持、住居改善等住居支援を実施し、生活困窮者の住居に関する課題を総合的に支援します。これらの取組により、生活困窮者が安定した住居で生活できるよう支援し、自立に向けた基盤を整備します。

(5) 地域連携の強化

関係機関との連携強化を図るため、支援会議の開催、情報共有の仕組みづくり、研修等の実施を図り、関係機関との連携を強化します。また、地域住民との連携強化を図るため、啓発活動の実施、ボランティア活動の推進、地域見守り活動の推進、地域交流活動の推進を図り、地域住民との連携を強化します。これらの取組により、関係機関と地域住民が連携した効果的な支援体制を構築し、生活困窮者に対する包括的な支援を実現します。

第6章 地域福祉活動計画（社会福祉協議会）

「地域福祉活動計画」（社会福祉法第109条）は、社会福祉協議会が、地域住民、地域団体、関係機関と連携・協働しながら、地域福祉の推進において果たすべき役割を明確化し、活動の方向性を示す重要な計画です。

1. 重点目標

地域福祉における基本理念を実現するため、重点目標を設定しました。

《重点目標》 ゆるやかにつながる安心の地域づくり

第3章の基本理念「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち～地域の力で支え合い、共に歩むまちづくり～」を実現するための重点目標を設定します。重点目標は、地域住民、地域団体、関係機関がゆるやかにつながり、相互に支え合い、安心して暮らせる地域づくりを推進することを目指し、「ゆるやかにつながる安心の地域づくり」としました。

今期は、地域住民、地域団体、関係機関との連携・協働の基盤づくり、地域福祉に関する情報の収集・提供と情報発信の強化、住民の主体的な地域づくりへの参画支援のための基盤づくり、地域住民同士の交流機会の創出とネットワークづくりの基盤づくりに取り組みます。



プラットフォームづくりの様子(地域座談会)

2. 計画の位置づけ

本章では、社会福祉法第 109 条に基づく社会福祉協議会の基本的な役割を明確化し、第 2 章で明らかになった現状と課題に対応する重点課題を整理しました。そして、第 3 章の基本理念「誰もが安心して暮らせる持続可能なまち～地域の力で支え合い、共に歩むまちづくり～」を実現するための具体的な活動を設定しました。

本計画の今期（令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）では、地域福祉活動を推進するための基盤となる「つながりのプラットフォーム※づくり」を取り組むための視点として位置づけます。「つながる⇒発信⇒共有」のサイクルを回すことで、地域の支え合い機能を向上させるための基盤を構築します。

計画期間	本計画の計画期間は 5 年間 （令和 8（2026）年度～令和 12（2030）年度）
取り組むための視点	つながりのプラットフォームづくり
重要な位置づけ	地域福祉活動計画は住民主体であり、社会福祉協議会は行政計画との整合を図りながら支援・促進役として関わります。

※プラットフォーム

本計画における「プラットフォーム」とは、住民、支援機関、行政、社会福祉協議会、関係団体等が情報を共有し、連携しながら地域の課題解決や支援につなげていくための共通の場や仕組みの総称をいう。

新たな組織を設置するものではなく、既存の関係性や会議体、仕組み等を活かしながら、連携を促進するための考え方・基盤を指す。

3. 社会福祉協議会の役割

○社会福祉協議会の基本的な役割

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって地域福祉活動を推進する組織として、住民参加による活動支援とボランティア活動の推進を通じて地域の支え合い機能を向上させます。また、生活支援サービスや相談支援サービスの提供、地域住民・地域団体・関係機関との連携・協働による包括的な地域福祉ネットワークの構築、住民の主体的な地域づくりへの参画支援により、地域の力による支え合いのまちづくりを推進します。

社会福祉協議会における地域福祉の推進において、社会福祉協議会は以下の基本的な役割を果たします。

■地域福祉活動の推進

- ・ 地域住民の参加による地域福祉活動の企画・実施・支援
- ・ ボランティア活動の推進とボランティアの育成・支援
- ・ 地域住民の主体的な地域づくりへの参画支援
- ・ 地域の特性を活かした地域福祉活動の展開
- ・ 地域住民同士の交流機会の創出とネットワークづくり

■地域福祉ネットワークの構築

- ・ 地域住民、地域団体、関係機関との連携・協働の推進
- ・ 地域福祉に関する情報の収集・提供
- ・ 地域福祉に関する学習機会の創出
- ・ 地域福祉に関する課題の把握と解決に向けた取組の推進
- ・ 地域福祉に関する関係機関間の連携促進

■住民参加の促進

- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加促進
 - ・ 住民の意見を計画策定・実施過程に反映する仕組みの構築
 - ・ 住民の主体的な地域づくりへの参画支援
 - ・ 住民の学習機会の提供と意識啓発
 - ・ 住民同士の交流機会の創出とネットワークづくり
-

4. 活動の展開

(1) 活動の考え方

重点目標「ゆるやかにつながる安心の地域づくり」の実現に向けた具体的活動を展開します。

学校・各地域団体等とつながる活動、地域資源・ボランティアの見える化、地域の祭やイベントとのつながり、地域活動の発表の場づくり、外部視点による地域の取材活動等の実施により、プラットフォームづくりに取り組みます。

(2) 地域の重点課題

第2章で明らかになった現状と課題を踏まえ、以下の6つの重点課題に取り組みます。

■課題1：地域活動の担い手育成とボランティア活動の推進

第2章で明らかになった「5－(1)人材不足の深刻化」では、地域人材の不足、ボランティアの減少、役員のなり手不足、後継者不足といった課題が明確化されました。また、「5－(4)地域コミュニティの課題」では、地域活動の停滞、地域イベントの減少、地域住民同士の交流機会の減少といった課題が明らかになりました。

《課題1 解決に向けた方向性》

- ・ 学校との連携による若い世代の参加促進
 - ・ 地域団体との連携強化とつながりの構築
 - ・ 地域活動の発表の場づくりによる活動の見える化
 - ・ ボランティアを身近に感じてもらう
-

■課題2：地域の支え合い機能の向上と見守り機能の拡充

第2章では、「5－(4)地域コミュニティの課題」として、地域活動の停滞、近隣関係の希薄化、地域の支え合い機能の低下、災害時の支援体制の不備といった課題が明らかになりました。また、「4－(6)支え合いの意識」では、多くの高齢者が地域の支え合いを感じており、地域の支え合いの必要性を認識する高齢者も多数を占めており、地域での相互扶助の重要性が認識されています。

《課題2 解決に向けた方向性》

- ・ 地域の祭やイベントとのつながりづくり
-

■課題3：生活支援サービスの地域格差の解消

第2章では、「5－（3）生活支援の課題」として、移動手段の制約、買い物支援の課題、食の確保の課題、外出制約の要因といった課題が明らかになりました。また、「5－（2）社会的格差の拡大」では、地域間格差、世代間格差、多層的な格差構造が明らかになりました。

《課題3 解決に向けた方向性》

- ・ 地域資源の見える化と地域資源の活用促進
-

■課題4：相談支援体制の拡充と相談機能の充実

第2章では、「4－（5）生活上の課題と相談体制」として、多くの住民が生活で困りごとや不安を感じており、相談先として「家族・親せき」が最も多く、次いで「友人・知人」となっており、家族や身近な人への依存度が高い状況にあります。また、「5－（1）人材不足の深刻化」では、一定数の高齢者が、相談相手が不在と回答しており、相談機能が十分に機能していない状況にあります。

《課題4 解決に向けた方向性》

- ・ 関係機関との連携強化と包括的な支援体制の構築
-

■課題5：新しい福祉課題への対応と認知度向上

第2章では、「5－（6）新しい福祉課題への対応」として、成年後見制度や生活困窮者自立支援制度の認知度の低さ、ひきこもり支援やヤングケアラー、子どもの貧困の認知度の低さといった課題が明らかになりました。また、地域で必要な対応は「相談窓口の設置・充実」が最も多く、次いで「早期発見・早期対応の仕組みづくり」「居場所づくり・交流の場の提供」となっており、相談機能の充実と早期発見・早期対応の仕組みづくりが重要視されています。

《課題5 解決に向けた方向性》

- ・ 子育て支援としてお互いのつながりの場づくり
-

■課題6：災害時の支援体制の整備と防災意識の向上

第2章では、「5－（5）新たな社会的事象への対応」として、気候変動の影響により、豪雨・台風の頻発、熱中症リスクの増加が生じており、避難所運営の課題、要配慮者への支援不足が深刻化しています。また、「5－（4）地域コミュニティの課題」では、災害時の地域支援体制が不十分といった課題が明らかになりました。

《課題6 解決に向けた方向性》

- ・ 「つながりのプラットフォームづくり」を通じた災害時の情報共有基盤の構築
-

(3) 計画推進のための活動

つながる

活動①：各地域団体とつながる

各地域団体とつながり、地域住民同士の交流を促進することにより、地域の支え合い機能を向上させ、地域活動の活性化を図ります。

【対応する課題】

- 課題1 地域活動の担い手育成とボランティア活動の推進
- 課題2 地域の支え合い機能の向上と見守り機能の拡充
- 課題4 相談支援体制の拡充と相談機能の充実
- 課題5 新しい福祉課題への対応と認知度向上

【具体的取組例】

- ・地域団体の活動状況の把握と協働事業の企画・実施
 - ・学校と地域団体との連携促進
 - ・多世代・多機関が参加できる座談会の企画・実施
 - ・商工会など関係機関との連携強化と包括的な支援体制の構築
 - ・映画上映会など子育て世代の交流の場の創出
 - ・地域の祭やイベントへの出展・参加
- など



わさまち(地域行事)



北広島ふるさと夢プロジェクト
(中学生事業・企業訪問)



老人クラブ輪投げ大会

活動②：災害時の支援体制づくり

「つながりのプラットフォームづくり」を通じた災害時の情報共有基盤を構築します

[対応する課題]

課題6 災害時の支援体制の整備と防災意識の向上



[具体的取組例]

- ・地域協議会との連携
- ・自治防災組織との連携
- ・災害時ボランティアセンター設置・運営



防災フェス参加



災害時・ボランティアセンター

令和3（2021）年8月大雨災害・北広島町ボランティアセンター（実績）

- ・ボランティアセンター開所 8月14日（ボランティア受付開始 8月15日）
- ・ボランティアセンター閉所 11月30日
 - ※9月28日～10月2日 活動いったん中断し、第1局面（住居などの復旧）ほぼ終了、第2局面（生業支援／農地復旧）の準備
- ・ボランティア活動日数 51日
- ・ボランティア数（延べ）579人・対応数115件

見える化

活動③：地域資源・活動の見える化

地域資源の見える化により、地域の支え合い機能を向上させ、住民が地域資源を活用しやすくします。

【対応する課題】

課題1 地域活動の担い手育成とボランティア活動の推進
課題3 生活支援サービスの地域格差の解消

【具体的取組例】

- ・地域資源の調査と情報収集・発信
- ・ボランティアの情報の収集と発信・参加促進
- ・地域活動の発表会の企画・実施

など



配食ボランティア



地域小中学校生徒による清掃ボランティア

活動④：地域の取材活動の実施

地域内の固定観念や慣習にとらわれない視点から、地域住民が気づいていない地域の価値や課題を発見し、客観的な視点から情報を収集・発信します。

[対応する課題]

課題2 地域の支え合い機能の向上と見守り機能の拡充

[具体的取組例]

- ・外部視点による地域の取材活動の実施
- ・地域の価値や課題の発見
- ・取材内容の情報発信と共有



第7章 計画の推進体制

1. 策定委員会による進捗状況の確認

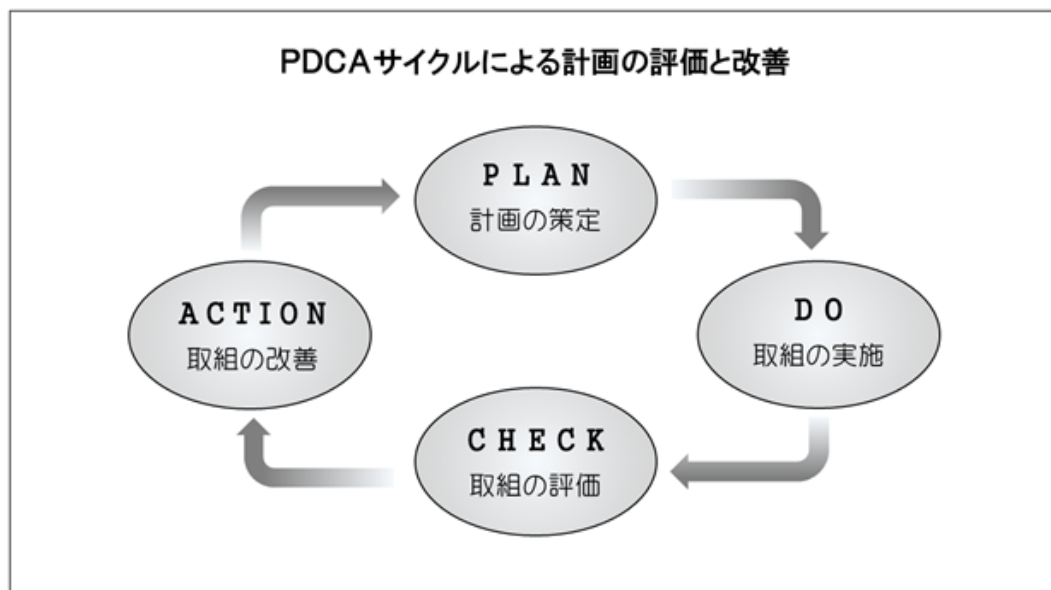
北広島町福祉計画策定委員会及び北広島町地域福祉活動計画策定委員会において、年1回、計画の進捗状況の確認と検証を行い、ご意見を取り入れながら取り組んでいきます。

2. PDCAサイクルによる検証

【PDCAサイクルによる評価】

本計画の推進にあたっては、北広島町及び北広島町社会福祉協議会をはじめ、関係団体が連携して主体的に取り組めます。

地域福祉活動の取組状況の把握と計画に基づく事業の進捗状況については、北広島町関係各課及び関係機関でPDCAサイクルによる評価・検証を実施します。それにより、より活発に活動できる施策や取組があれば柔軟に取り入れるなど、必要に応じて取組内容を変更し、基本理念に基づく目標達成を目指します。



資料編

1. 委員名簿

北広島町地域福祉計画・北広島町地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

(任期：令和7（2025）年8月1日から令和9（2027）年7月31日）

区 分	所 属	委員名	備考
社会福祉協議会	北広島町社会福祉協議会会長	山本 明芳	
社会福祉協議会	北広島町社会福祉協議会理事	清見 宣正	
社会福祉協議会	北広島町社会福祉協議会評議員	矢部 美恵	
社会福祉事業関係者	特別養護老人ホーム ゆりかご荘施設長	池田 円	(副委員長)
社会福祉事業関係者	障害関係施設	岡田 克博	
民生委員児童委員	北広島町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	稲垣 小百合	
民生委員児童委員	千代田地区民生委員児童委員協議 会	大下 まゆみ	
民生委員児童委員	豊平地区民生委員児童委員協議会	児玉 昌子	
地域協議会	芸北地域振興協議会	村口 章博	
地域協議会	大朝地域協議会	山本 幸	(委員長)
社会福祉活動団体関係者	生活支援コーディネーター	前山 由里子	
社会福祉活動団体関係者	生活支援コーディネーター	佐古 悦子	

2. 委員会設置要綱

○北広島町地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和元年6月17日

告示第67号

(目的)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく北広島町地域福祉計画を策定するため、北広島町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他地域福祉の推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12名以内で構成する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉協議会
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 社会福祉活動団体関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 策定委員会の委員の任期は2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員の互選により、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行後、最初に任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず令和3年5月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 第3条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

北広島町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人北広島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が地域福祉推進を目的に北広島町地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）を策定するため、北広島町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項について定める。

2 本会会長は、期間を同じくして北広島町（以下「町」という。）が社会福祉法第107条に規定する「北広島町地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）」を策定するときは、福祉計画と地域福祉活動計画は、共同して策定するよう努めるものとする。

(委員会の任務)

第2条 委員会の任務は、次のとおりとする。

- ・地域福祉活動計画の策定に関すること。
- ・北広島町社会福祉協議会長期計画の策定に関すること。
- ・その他計画策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員は次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱し、委員12名以内とする。ただし、第1条第2項に掲げる計画を共同で策定するため、福祉計画策定委員会を設置した場合は、福祉計画策定委員に委嘱することが出来るものとする。

- (1) 本会
- (2) 社会福祉事業関係者
- (3) 民生委員児童委員
- (4) 社会福祉活動団体関係者
- (5) その他本会会長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退任し、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。ただし、第2条第1項の規定により委員を福祉計画策定委員をもって委員会委員としたときは、福祉計画策定委員会の委員長及び副委員長をもってこれにあてる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。

2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉計画策定委員会の事務局である町福祉課に置き、業務は町と本会が協議して処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、町と本会会長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第3条の規定により委員が委嘱された後、最初に招集する委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず本会会長が招集する。

3. 計画策定の経緯

項目		月日	内容
1	第1回計画策定委員会	令和7(2025)年9月3日	現行計画の進捗状況報告 アンケート調査・地域座談会 の実施について
2	アンケート調査(北広島町の 地域福祉に関する意識調査) の実施	令和7(2025)年9月10日 ～9月24日	
3	地域座談会の実施	令和7(2025)年9月20日 令和7(2025)年9月21日 令和7(2025)年9月27日 令和7(2025)年10月4日	芸北地域 豊平地域 千代田地域 大朝地域
4	第2回計画策定委員会	令和8(2026)年1月15日	計画案の構成や内容に関する 協議
5	パブリックコメントの実施	令和8(2026)年2月20日 ～3月5日	
6	第3回計画策定委員会	令和8(2026)年3月23日	パブリックコメントの結果 報告 計画最終案の決定

第2期北広島町地域福祉計画・第1期北広島町地域福祉活動計画

令和8（2026）年3月

発行：北広島町

編集：北広島町 福祉課

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

北広島町社会福祉協議会

〒731-2104 広島県山県郡北広島町大朝 2513 番地 1
